

(第十二部)

第三十九回
國會參議院建設委員會會議

昭和三十六年十月三十日(月曜日)
午後二時十五分開会

十月二十七日委員安井謙君辞任につき、その補欠として小山邦太郎君を議長において指名した。

委員長
理事
後藤 義隆君

委頤

		衆議院議員	
國務大臣	法務大臣	○委員長（後藤義隆君）	本日の会議に付した案件
建設大臣	藤山愛一郎君	○国土開発総貫自動車道建設法の一部	を改正する法律案（衆議院提出）
國務大臣	植木庚子郎君	○積雪寒冷特別地域における道路交通	の確保に關する特別設置法の一部を
	中村 梅吉君	改正する法律案（衆議院提出）	改正する法律案（衆議院提出）
	塚原 俊郎君	○宅地造成等規制法案（内閣提出、衆	議院送付）
	木村 守江君	○水資源開発促進法案（内閣提出、衆	議院送付）
	瀬戸山三男君	○水資源開発公団法案（内閣提出、衆	議院送付）
		議院送付）	
		○衆議院議員（塚原俊郎君）	議題となりました国土開発総貫自動車
		を改正する法律案を議題といたします。	を改正する法律案の説明を願います。
		ます。まず提案理由の説明を願います。	

道建設法の一部を改正する法律案につきまして、私は自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表いたしまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

国土開発総貫自動車道建設法は、去る昭和三十二年、交通需要の充足、近代的陸上交通網の確立、さらに国土の普遍的開発、国民経済の拡大发展等を趣旨としてその成立をみたのであります。

本法律の制定に基づき、中央自動車道が明年度着工の運びとなつてゐるのを初めとし、東北、北海道、中国、四国及び九州の自動車道については調査が進められているにもかかわらず、ひとり北陸地方のみはその恩恵に沿はず、旧態依然たる裏日本の宿命に甘んじて今日に及んでいるのが実情であります。この際何らかの抜本的解決策を講ずることが喫緊の課題であると信ずるのであります。

すなわち、既存の主要幹線道による輸送力は飽和状態であり、これを打開するため阪神、中京及び京浜経済圏に直結する長距離輸送ルートとして、新潟を起点として名神高速自動車道と結ぶ北陸縦貫高速自動車道の建設を必要とするゆえんも実にここに存するのであります。と同時に関係地方住民の多年の念願である本自動車道の新設によりまして、その後進性を打破し、地域強力を推進するための母胎となしたいと考えるのであります。

ただいままで提案の趣旨を述べて参りましたが、次に内容について一言御説明申上げます。

現行国土開発総貫自動車道建設法の別表中、「九州自動車道」の項の次に「北陸自動車道」の路線名を追加し、に起点、終点及び主たる経過地を加え、る等所要の改正を行なうことあります。

以上が国土開発総貫自動車道建設法の一部を改正する法律案の提案趣旨及び内容でございますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御決定あらんことをお願ひいたしまして提案理由の説明にかえる次第であります。

〔速記中止〕

○委員長(後藤義隆君) 速記を始めて下さい。

○委員長(後藤義隆君) 次に積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず提案理由の説明をお願いします。

○衆議院議員(木村守江君) ただいま議題となりました積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を申し上げます。

北海道、東北、信越等積雪寒冷地域は、連年その自然的悪条件により、民生、産業その他あらゆる分野に多大の

被害を受け、ために産業経済は著しい立ちおくれを余儀なくされ、民生また安定を阻害されるなど、旧態依然として、いわゆる雪国的生活を脱却し得ない事情にあるのであります。これが抜本的な総合対策は、さきに本国会衆参両院で採択をみました雪害対策促進に関する決議の趣旨において明らかなることへ、その積極的推進の必要があるのであります。

かかる実態に対処するため、その基本的対策の一として、昭和三十一年四月、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法が制定され、自來同法に基づきまして、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保を特に必要とする主要道路について、除雪、防雪及び凍雪害の防止事業が実施されて参つたのであります。

今日まで約五年に及ぶこれら事業の実績は一応の効果を上げ、これら地域住民の福祉に貢献していることはもちろんのこととあります。なお今後さらに実情に即した積極的実施推進を必要とするところのと存ります。

すなわち、これら地域における、冬期交通確保の重要性、あるいは貧弱な地方財政力等の現実を直視するとき、対象事業の拡大並びに国庫助成の強化が喫緊の急務であります。これこそ同法の目的とする民生の安定、産業の振興のみならず、現在わが国の至上命題となつております地城格差縮小の見地からもまさにその重要性は大きいものといわざるを得ないのであります。

以上が本法案の提案の理由でありますが、次にその要旨について一言御説明申し上げます。まず第一に、本法が施行されてからすでに約五カ年間を経過した今日、いまだに本法の最大の目標とされている冬期間の交通が確保されていない現状にかんがみ、除雪費に補助をしまして冬期間の交通を確保せしむることにしたのであります。

第二に、現在除雪の能率化並びに雪

害の防除の上に多大の効果を上げておられますとところ、市街地等における流域の整備事業を同法の対象事業として明定し、その実施の促進をはかることとしたのであります。

第三に、同法による道路交通確保五年計画に基づいて実施する事業に対する補助率を、同法が「予算の範囲内において、三分の二以内」と規定しているのを、端的に「三分の二」と改め、その引き上げをいたすこととしたことがあります。

以上、本法案の提案理由を御説明申上げましたが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願ひ申し上げる次第であります。

○委員長(後藤義隆君) ちょっとと速記の方をとめて。

○委員長(後藤義隆君)　それでは速記手帳を起立てて。

○田中一君 これは提案者の塚原さん
本問題につき質疑を行ないます。御
質疑のある方は順次御発言をお願いし
ます。

に伺つておきますが、中央道といふのは道州的な区域に關係なしに使われてゐるものと私は考えておるのであります。けれども、したがつてここに東北自動車道、北海道、中国、四国、九州とははなれども、この北陸道はやはりそのうちの一環であろうといふ考え方をわれわれは今まで持つておるわけなんです。そこで、なぜ北陸道といふものを取り上げなければならぬかと申しますと、ちょっと議論をさるわけなんですね。名称はなるほど日本国とか九州とかいってますが、こことは單なる名称に過ぎないのであって地域を表明するわけじゃないわけなんですよ。その点はどういうお考えで出されなんですか。

法律も提案者ですから。たしかそうだからね。そぞすると地域の問題じやないと思ひうのですけれど、ただ最近前国会でしたか異なつてゐる形になつたといふのは、東海道の高速道路といふ単行法が通つたということです。ここでこれと比較すると、中央道の太平洋岸に新しく道路ができた以上、中央道の日本海側の方にも当然道路を作るべきではないか、というようなことになりますのですが、そういう関係で北陸道も必要だというような点でされておるのであります。

○衆議院議員(塙原俊郎君) もちろんそういうことも含まつております。

○田中一君 そういうこともじゃなくして、少なくとも中央道ができればこれに付属する筋骨線として、北陸の後進性といふものは中央道によつてすべて

らくというか何なら調べてみますます
ども、衆議院から出されたところの理由
案理由はそう書いてあるのです。国土上
開発総貫道路的な構想じゃなくて、な
通緩和が主眼になつておるというよ
にわれわれは考へていいのですが、そ
れと北陸道とはおのずから性格が違
ところ思ひうのです。中央道の早期完成
によつて北陸の各地が全部低開発地帯
といふものから脱却して、経済的なな
度成長といふものが考へられるとい
見方をしているのですが、それと比較して
してどういふ点なんですか。わからぬ
いことはないですよ、いろいろの選択
というかいろいろのことを考へたと
で、わからぬことはないですよ。ま
かしその区域にそういうよしなものが
現在あります、それをどこにどうい
う線を引こうとか、ちょっととさ
れわれにもわからぬいものですが、か
伺つておるのでしたがね。

辺に国土開発費實自動車道法の精神を
生かそうとするのか、これは提案者が
聞いて、そこまで考えておらんといふ
なら政府から聞きます。どこに線を引
くというのです。

○衆議院議員 塚原俊郎君 この法案
が通りますと調査の段階に入つて参り
まするけれども、私は決してこの地区
の選出でございませんので何利害得
失はございません。したがつて、各地
区からの御要望事項を承つておりま
す。現に滋賀県等においても大津にす
るか彦根にするか、琵琶湖の西にする
か東にするかでだいぶ問題があるよう
であります。また新潟あたりでも問題
があるようでありますから、これは調
査の上できめるほかはないと思いま
す。私の今申し上げることは新潟と滋
賀県を結ぶということ以外には私はそ
のルートについてはよく存じません。
調査の結果をもつて各地の要望すると

方に立って、中央道といふものが決定されたのです。ですから、どこまでも中国とか九州とかといふよろんな土地の固有の名詞を使つたというのと、おのずから違つておる、こういふことなんです。東海道も日本海岸の方の地域も含めた中央道といふ形になつてきただけです。この提案は衆議院の全員が提案したのですから、あなたも提案者の一人だつたろうと思うのです。ただその東海道の高速道路といふものはおのずから性格は違つておるわけですね。たつた一つしかない今日の縱貫しているところの国道ですね、私はどういひきの状態では交通難から救うことはできないといふので、現在の一號国道を緩和するために作られた高速道路なはずなんです。これはおそらく、おそ

○衆議院議員(塚原俊郎君)　八年続で
すか。
○田中一君　現在ある一級国道をどう
するのか、あの西側は海ですし、あと
は山岳地帯になるし、山岳地帯のどの
道路に結ぶというのが考え方であります
して、そういう面からぜひこれに御賛
成あらんことをお願いしておるわけで
あります。

○田中一君 どうですか、建設省の方では今度の北陸道ですか、北陸自動車道といらものは大体どの辺を考えておられるのです。調査云々といふ言葉を使はけれども、大体どの辺が高速道路として適当だという一応の見通しを立ててから調査するはずなんですよ。何も全般的にやるわけじゃないのですから。現在ある国道と並行するわけですね。

○説明員(前田光義君) 御提案にかかる北陸縦貫道につきましては、起点、終点及び経過地点がきまつておりますのでその線に従いまして、今後法案が通りますれば調査されると思います。ただ御指摘のように地形の関係上一方側が海でござりますのでその中間といふことになるかと思ひます。

○田中一君 この改正案の富山市付近、金沢市付近、福井市付近、これらは全部海岸ですね。全部海岸といえども、行線になるわけですか。そういう考え方方に立っているのですか。付近は付近ですが、付近といふのはどういう考え方を持つておるのか。二重投資になりやしませんか。今日までの東海道と違いますね。まして北陸の場合の道路交通の量その他の実態を調査をした場合に、もしも今ここに示しているような地点を通るならば二重投資になりますが、どう心配をするわけなんですか。

○説明員(前田光嘉君) 経過地点がきまつておりますので、現在の八号国道とある程度並行することはやむを得ませんが、高速道でござりますのでその建設なり路線につきましては、一級国道と一体いたしまして、全国的な幹線道路網を形成するという観点から調査をしたならと思います。

○田中一君 そうすると国土開発幹線自動車道の提案の趣旨といふものとちょっと離れて参りますね。たとえば四国にしても九州にしても改良じゃないのですよ。どこまでも新設の形で考えられておるので、全部ですね。しかし何といっても地形的に西側は海、今この示したところの富山、金沢、福井等は一種の扇状地ですね。もちろんここに産業、文化といふものは発達しておりますけれども、書いて言えばは厳禁な地域です。そう考えると、実際現在の道路交通の輸送力なり何なりがどううな場合があるから、隧道を多くして山の方に持っていくんだというふうな

○説明員(前田光宣君) ただいま御指摘になりましたよな点につきましては、この法律ができましてから詳細な調査をやりたいと思います。

○田中一君 むろん法律が先行するものです。あなた方、行政府にいるものにとつて法律が先行するのは当然でありますけれども、なぜそうしなければならぬかということが検討されないことはあり得ないです。おそらく塙原さんあなたは茨城でしたね。そういう形で北陸の出身の者が来ると今私がちょっと冗談に言つたようなことで追及されるから、おのおの分担を変えて逃げているような風習をもつて提案されておりますが、それでいいと思うのです。しかし何も地元の当該地区のことをおわかりにならないかたの提案ではわれわれ納得できないのです。まずこれはよく知悉している人、知悉しているのはやっぱり建設省なんですよ。建設省が一応この道路交通の実態というものを委員会に呈示して、こうなつているんだということをやつていただくのがほんとうの提案の理由になると思うのです。ただ前田次長のようになります。道路に対する二重投資はおめなさい、それよりも積極的にやるなら中央道と結ぶ筋骨線の横断道路

○衆議院議員(塙原儀郎君) 先ほど
私、利害得失はございませんといふことを申し上げましたのは、選舉区じやございませんから申し上げたのであって、しかしこれを提案する一人といたしまして、この開港一週間ほど現地を見て回つて参りました。北陸の方にはお氣の毒であるけれども、道路あるいは交通の面で非常に後進性といふものを感じまして、また強い御要望もありましたので、妥当だと思って私は提案いたしました次第でございます。

○田中一君 政府に伺いますが、統計なり何なり出して下さい。実態調査のないことはありませんよ。貨車輸送がどうで道路輸送がどうで、貨物にするならば。

○説明員(前田光義君) 御要望の資料につきましてはただいま手元に持つておりますが、御要望によりまして調整しなければならぬと思つております。ただこの地区におきましては現在一級国道がござりますけれども、将来の交通の発展の状況あるいはこの地域が特に未開発であるという点から考えて、将来におきましてはこういうふうな高速道のあることは非常に有意義であろうということはわれわれ考えております。

○田中一君 前田君の御意見は御意見として伺いますが、やはりあなた方説明するにはあなたの主観的なものじやなくて、こちこちかくかくであるから、あるいは日ソ貿易が何年ごろからこう拡大するのだ、日中貿易がこうなるのだ、したがつて港湾整備、高岡ですか、新富山港を作つてあるいは新潟においてこういろいろ港湾施設をす

る、それで大陸貿易はこれするのだと
いうような、やっぱり相当必要性を強
調される計画といらうのが低開発地に
なくちやならぬと思うんですよ。ただ
ばく然と——ばく然と——言葉が悪
かったら取り消しますが、ただ行つて
みたらこうだからというのじゃなく
て、私はよく知つております、日本の
道路網といふやつは、大体歩いていま
す、国会が休会になれば歩いておりま
す。だからよくわかつております。わ
かつておりますが、今度調査して云々
という地点の場合はいいですが、なぜ
しなければならぬかと——ことを要づ
ける資料といふものは建設省が準備す
るのは当然です。大体提案者は政府に
そういう資料の調製を要求しなかつた
のですか。政府はそうすると今度の提
案に対しても一切関知せずしてこうい
う法律の提案がなされたのか。事前に
知つておられて、やはりこうしなけれ
ばならぬと——要づけの統計資料なり
を提案者に渡してやつたのか、どつち
なんです。

よりで質問しているのですから、その点はひとつ気になさらずに、さうそく資料を調製して下さい。持つてないわけないんですよ。

もう一つは運輸省にお願いしたいのですが、運輸省の貨物の輸送状況などもひとつ資料としてお出し願いたいと思うのです。

○委員長(後藤義隆君) ちょっと速記記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(後藤義隆君) 速記を起して。

本案件に対する質疑は、この程度にたしておきまして、後刻またあらためて行ないたいと思います。

○委員長(後藤義隆君) 次に宅地造成等規制法案を議題といたします。前回に引き続ぎ質疑を行ないます。政府から法務大臣、民事局吉田参事官が出席しております。それでは御質疑の方は御発言を願います。

○田中一君 法務大臣に、まあ大体御質問申し上げる点は御了承になつていらっしゃると思いますからひとつ親切に答弁してほしいのです。それは今提案されております宅地造成等規制法案が大きく私権に対する制約を行なおうとしているわけです。この点が第一。第二の問題は、なぜこうしなきやならなくなつたかと申しますと、御承知のように神戸市における六甲山の宅地の崩壊、これは宅地の崩壊ですよ。それから横浜市における、神奈川県下における宅地の崩壊等から、善意の第三者の生命財産をおびやかしているという点について、何かこれは因果関係がありまして、がけ地の下に住まなきやいい

じがありませんかといふことを一つの片の方の言い分になるかもしけません。そうしたらがけ地の上にそんな危険な状態で新しく造成してくれぢや困りますよといふことも一つの言い分になります。それで、神戸の一つ例をとりますと六人からの人間が死にました。そうするとこれはまあ民事上の損害賠償の訴訟を起こせば裁判所が聞いてくれるでしょう。同時に神戸市は宅地造成の技術的な行政的な条例を作つて、これを規制しているわけあります。今度よい法律でこれが固められてくるわけなんです。その際、善意な人たちが国の法律で規制された宅地造成、あらゆる条件が技術的にもこれを規制して参つておりますけれども、それを完全にそのとおり行政庁も監督をし、指導してこれでよろしいといつて完成までを保障したものが崩壊した場合には、その下におつて生命財産を失つた人たちに対する救いの道はないだろうか。むろん国家賠償法がございますから。もしもその被害者がこれは当然国の責任だという一つの認定をすれば、國家賠償法をもつて民事の訴訟を起こせばいいわけなんですが、それだけでは足りないのじゃないかといふ気がするわけんですね。そこでこの法律が提案されると同時に、建設省の住宅局に対しては国家賠償法によるところの訴訟の判例といふものをまあ十くらい探しといったのですが、まあ三つそれぞれ判決がくる前に妥協といふ和解をしておるわけんですね。今まで

で野放しの場合にはこれは民事損害賠償の請求でもつていいと思ひますけれども、今回国家賠償法を適用するような——それはもう被害者は訴訟を起さずわけですからね。けれどもそれだけでも足りないのじやないか、何か救う道がないだらうかといふところにわれわれ当委員会としても各自みんなでどういう考え方を持つてゐるわけなんですよ。何とか方法がないかという点が第二のわれわれの疑問なわけです。それをちょっと伺いたいと思ふわけです。

○國務大臣(植木康子郎君) 今回の宅地造成等の規制法案に關連いたしまして、こうした從来法律で特別な義務を命じておらなかつた、それに対しても新しくこういう制度を作るについては、従来の所有者といたる管理管理者もしくは占有者等に対して、酷にわたる問題じゃないかといふのが第一点の御質問のようですが、その点は確かに仰せとのおりの事態に相なると思ひます。しかしながらだいまも仰せになります。になりましたように、各地におきまして近年頻発いたしました宅地造成の不完全な工事等のためにその災害が起つたたといふことが、あまりにも理論的にもはつきりしておる場合が少なくありませんので、こういう事態に対処するがためにはいわゆる公共の福祉のために、その隣接の人たちの受けけるであろうところの危険をあらかじめ防止しておくことが適切である、というのを今度の今回のこの法案を提出するよくなつた次第でござります。

この点についてはなるほどいろいろな新しい義務を命じますけれども、これは一方において公共の福祉の上から他の人たちにも迷惑を及ぼすことになつた次第でござります。

ざいますから、やむを得ずこうした措置に出でているのでありますて、この点は関係者としては当然忍んでもらうのがしかるべきではないかとかよろに考える次第でござります。

今後のこうした場合における損害賠償等の問題について、何らかの方法が考えらるべきじゃないかということにつきましては、この法律ではあるいは仰せのよるな十分な対策はまだ立つておらないかもしれませんけれども、しかし立法論としては仰せのよるな何かほかにそうちした新しい大きな義務を命ずる。あるいはここにすでにできてしまつておる。それが当該地方の条例に従つた規格によつてやつておる、それがなお不十分だから改善しろとか、あるいはさらになつかけて工事をやれといふような場合には、あまりにも酷じやないかと私も個人の立場としては思ひますが、今回の法律の建前としてはこうした場合においても立法論、政策論としては考えられぬことはないのじやないかと私も個人の立場としては思ひますが、今回の法律の建前としてはすべてこれらを一律に考えまして、公共の福祉のために所有権あるいは管理権、占有権に対して新しいそうちした義務を命じておるのであると、かようにより私は理解しておるのでござります。

ないだらうな——そら認定されたままで
になっているという場合だな、これは
もうその場合にはあらためてこれをし
らうしなければならぬ、この法律によつ
てこうしなければならないんだと言わ
れた場合にはどうなりますか、その責
任は。というのは、この法律案にこゝ
いうことが出でているのですよ。第十六
条に「改善命令」というのがあります
ね。たとえば丘にある家が今まで十
年、まあ二十年、三十年、四十年もの長
期にわたつてそこに自分が居住して
きたのに、それが自分の下の方に
かりに人家が密集してくると、あらた
めて公共の福祉の義務に反すると、く
ろうが、そのうちにそのだけの下の方に
産をおびやかすではないか、だからこ
れを石垣、石積みにしろといふかりに
命令をする場合、これは改善命令です
よね。そういう場合、これはこの法律
によつてきめられたものであつて、そ
うしてそれに服さなければこれは懲役
に行くんです、この法律の罰則は、十
六条の違反は懲役だつたな。これは酷
いじゃないかといふことになるわけです
ね。それじゃ私は、このだけは占有し
てゐるのだ、三十年、四十年今まで
はだつたから一向差しつかえなかつ
た、憲法二十二条の居住の自由といふ
ものは、ここで認められておる。ところ
が、最近のように土地の造成業者が
どんどん出てきて下の方の畠地を土地
になつた。その場合にそれはけしから
ぬ、すぐ石垣に直せ、こういうことでは

○國務大臣（植木慶子郎君）　実は私この法律はまだあまり内容はよくは存じませんから、あるいは間違つてゐるかもしれません。この条文の上でもござらんになりますよう、第十六条の第一項に書いてありますその改善命令を出す場合の条件と申しますが前提になるものは、「必要な擁壁又は排水施設が設置されていないか又はきわめて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれが著しいものがある場合においては」といつております。すなわち全然排水施設がないとか擁壁がないか、あるいはきわめて不完全であり、これを放置すれば災害の発生のおそれが非常に著しいのだ、というような場合だということをまず前提として考えておりますし、またその命令を出す場合におきましても、「その著しいおそれを除去するため必要でありますと、相当長期間三十年、四十年の間何ら災害がなかつた、しかしまだ仰せのごとくその下のほうに新しい宅地がだんだんできてきた、そのほうの何十年來大したことなしで済んだところでも、何らかの施設をしなければならぬ」ということが起こつてくると、こういうことになります。そ

近傍地の状況の変化によって、おのずから従来の平穡公然と何事もなくやつてきたところでも、ある程度やはりそこの土地なり部落なりといふものがだんだん開けて参れば、従来全然排水施設がなかつたが排水施設をそひ一つこしらえてくれといふくらいなことは、これは社会通念から考えましてもやはりそれくらいのことは、土地所有者に考えてもらつてもいいのじやないかと思う思いますし、のみならず必要最小限度といいますか、そのそれを除去するためには必要であるといふ、その必要の限度といふところでしぼつております。また「土地の利用状況等からみて相当であると認められる限度」とこういうふうにしほつておりますから、だからそうこの場合にこの条文によつて、あまりにも社会通念上考へて無理な義務、無理な改善命令を出す場合は私はないんじやないかしらん。あるいはどうしてもそういうことが必要な場合には仰せのように何か罰も少し考える必要が起つりやせぬか、これは個人的な考え方でござりますが、私はそういうような気持がするわけであります。

ないかといふようなところもどんどん宅地にしているわけなんですよ。そのため宅地ができるてしまえば——それも指定地区外に宅地ができるしまった場合でも、指定すればそれがその区域になるわけですね。強制されるわけなんですよ。どうしても強制されるのです、当然。たしか私は記憶しておるのですがね、森林法による山腹砂防といふものは、民有地であろうと何であらうと崩壊の危険がある場合には、国が直接山腹砂防を施していると私は思うのです。たしか記憶違いいやないと思うのですよ。そうしているはずです。したがつて他の第三者がそういう危険金銭の負担をしなければならないようにもつくるようなことは、私はよいとは思っていないのですよ。最近はことに神戸、横浜等の市街地は——これは市街地になつた場合ですよ、市街地ですよ、市街地にだんだんなつてしまふわけです、下のほうはね。こういう個所が多いわけです。この問題で六甲山脈というあとの周辺をずっと歩いてみました。至るところがこういう環境にならうとしておるんです、市街地化しつつあるんです。それが五万円以下の罰金だから、一万元払つて知らぬ顔ということじや済まなくて、六ヶ月以下の一歳にまで……、こういうことになると、これは相当大きな私権に対する侵害であり、かつまたそういう森林を持っている所有者、長年住んでおるという人たちは都心にも住めないといふような後進性の零細な職業か、あるいは古い、自分のきりり小屋

守っているというような人たちが多いんですよ。そんな現金負担にたえられるものじゃないわけです。そういう人々の生き方にとっては桃源境であつたのが市街地化されて、ますます自分たちのいい環境というものを奪かされてしまうんです。これが現状なんですよ。そう考える場合にはどうしてこの法律だけのことでもって私は済まないんじやないかと思うんです。自分が作つた危険区域じゃないんです、他の金を持っている連中が作つた危険区域なんです。これはどうしてもこのままの内谷、法文だけでは私は納得できないような面がたくさんあるんじゃないかと思う。法文の上から見れば、おそらくあなた方はそのほうの専門家だから逃げ道はちゃんととっていると思うんです。なおそういうことがあつたならひとつ訴えたらいでしょ、訴訟を起こしたらいいでしょ、こういうことになる。まあ、裁判でものをきめるということは、これはよい政治じゃないです。社会通念で、裁判の判断といふものが国民の頭にあって、こういう例ならこうなるんだ、自分はこうしよう。というのがやはりよい社会の姿なんですね。これは参事官、もう大臣にはかり同つても困るから、参事官ひとつ何がそういう点について……。

私が質問している気持はおわかりになつたと思うんですよ、もう大臣はわかつていると言うんだから。——このままでいいと思いますか。こうなつているから、もう、いいと言う以外にならうと思うけどね。

ですから、宅地の所有者としましては他の宅地の所有者に対しても災害の発生を予防する義務が本来あるわけなんでございます。初めは田んぼであつてあまり危険は感じられなかつた、そのうち宅地ができて参りまして危険が生じてきました、といった場合であつても、つまりたとえばがけの下のほうに宅地を持つた人、つまりそこに住宅をかまえた人は非常な危険を感じるわけでありまして、そのがけの所有者に対するがけがこれないように、つまり災害の発生を防止するような方法を講じるように請求する権利が民法上認められているわけなんです。で、この十六条の改善命令というのはそういう場合に働くくるものなのでありますて、ですから、本来この宅地の所有者としてやらなければならない民法上の義務がある者に対して、被害者にならうとする者にかわって都道府県知事がこういう改善命令を出そうとすることがあります。ですから、もし民法の当事者間の権利義務だけにまかせるといいたしますれば、そのがけの下の住民が自分で訴訟を起こして、損害の発生の防止の請求をするわけなんですが、ございますけれども、住民が非常にたくさんあるとしまして、しかもその住民が一々訴訟を起こすだけのいとまがないと言いますか、その費用がないと、いうようなことでありますたならば、住民がみずから訴訟を起こすといふよりも、都道府県知事が乗り出しまして改善命令を出して災害の発生を防止させるというほうが適当じゃないかといふふうに考えられるわけでございます。そういう意味でこの改善命令が出

○田中一君 そのがけの上に一軒のうちができている、あるいは集団として社会が形成されている場合、それから下に住んでいる人は自分から進んでそこに宅地を造成した、もとは宅地じゃなかつたんですね、そういう危険な所にあえて宅地を持つてきたわけです。その場合でもやはり上のそのがけを持っている所有者が強制されることになる、それが民法の精神だと言うならば。事、好んで高圧線の下へうちを作り人はいりません。高圧線の下へうちを作つたらだとそば医者なんかでいりと心電図なんか狂つちゃうわけですね、高圧線の放電があつてね。それが入つて送電線をどけろどけろと、こう言つた場合どうなりますか、送電線があるとその下だからむろん地価も安いです。そこへ医者が病院を開いてそれで心電図が狂つちゃつて感じない、けしからん、これだけると。やはりそういうときほどらを守るべきかと言うのです、日本の民法というものはどちらを守るべきかと。平和に四十年、五十年、人里も離れているような所へ自分のうちを持って住んでおつた、平和な生活をしているんです。にかかわらずそこに金を持ってる連中がどしどし移住してくる、四十年、五十年なかつたけれどもあるいは今後あるかもわからない、災害と称するような現象が起こるかもわからない、だからこうせいと言つた場合、そろしてまた改善命令が出された場合、懲役に行こうが罰金を取られようが、そのがけを作るには数百万かかるからしませんといふります。

う場合には、だれがそれをしなきゃなりませんか。

○説明員(吉田昌君) お尋ねの四十年も五十年もの間何もなかつたというような所であります。この場合には該当しないと思うのであります。

そこが宅地でなくたとえば田んぼである場合であります。がけくすれのためには、それが損害をこうむるという場合もあるわけござります。ですからそういう宅地でない場合であります。でも、災害の発生を防止する義務というものがござつたならば、宅地ができる同じだということになると思います。そういう場合に改善命令というものが出てされるということになるんだどうと思ひます。

○田中一君 この法律は市街地たらんとする土地も入つてゐるんですよ。今のような政府の住宅政策では、もうどことく宅地たらんとする所です。市街地たらんとする所なんですよ。ところへ逆に今度はここに宅地を作つてはならないときめるほうがあつといわんんですよ。今まで四十年、五十年災害も何にもなかつたやつが発生するのが今の現状なんですよ。集中豪雨なんてのはそりやうものなんですね。四十年も五十年も何もなかつた所に三時間に六百ミリとか八百ミリとかの雨が降つたために災害が起きたのです。私はそうして市街地たらんとして宅地を造成するよりも、危険区域といふようなものはしないほうがまつです。逆にそういうものを規制したほうがましですよ。あなたは実態をお知りにならないからそういうことをおっしゃるけれども、大甲山のかけ地などは八十メートル、六十メートルと

いうところがたくさんあるのです。そこに今度政令でできるところの高層の構築をしてこらんなどない、がけに何万円かかるか。その場合に一体だれがそれを負担するのか。その命令をきかなければ罰金または懲役。あなたはどうか

知らぬが、私なんかは何十万円だって払いませんよ。払えないですよ。そういう場合があつたら。それならば市街地にすることを禁止したほうがずっとましです。どちらに対し救うために民法はあるんですか。今言うよくなきケースの場合ですよ。どちらのものを救うために民法があるんですか。これは相隣関係として非常にむつかしい問題であります。南側に三階、四階の家を建てられて今まで何十年と太陽の光で照らされておつた家が、全然光の来ない家庭になつてしまふという場合でも、これはやむを得ませんといふように現在なつておりますよ。それに対する損害賠償といふのはありませんよ。おれの敷地におれが十階建てるのが何で悪いんだといふことになります。災害等の場合には原因者が負担することになつていいのです。聞くところによると、イギリスでは二十年間太陽の光を享受しておると、これは法律じやございませんが、社会通念としてその太陽の光線を保護されるというような慣習があるそ

うです、日本ではそれがございません。現に第二国道の中原地区には十階建ての大きなアパートを直南に向いて東急電鉄という会社が作つています。全然その陰になるところは道幅四メートルぐらいの道路があるきりです。前面は自分の車庫ですから建築基準法から自由に十階が建てられる。何を保

護するためにあるんですか、民法は。今言つとおりそんな人が住まなければ自分のところは安泰なんです。それより以上に宅地を求める人が多いんであります。今の日本の政策でいきますと。当然お前が負担するのだということでは

どうもこれは納得しないなあ。○説明員(吉田昌君) おっしゃいます。関係として非常にむつかしい問題であります。南側に三階、四階の家を建てられて今まで何十年と太陽の光で照らされ

ておつた家が、全然光の来ない家庭になつてしまふという場合でも、これはやむを得ませんといふように現在なつておりますよ。それに対する損害賠償といふのはありませんよ。おれの敷地におれが十階建てるのが何で悪いんだといふことになります。災害等の場合には原因者が負担することになつていいのです。聞くところによると、イギリスでは二十年間太陽の光を享受しておると、これは法律じやございませんが、社会通念としてその太陽の光線を保護されるというような慣習があるそ

限されるものは規制されておりますけれども、宅地あるいは市街地だけがあらゆるものに優先して、あらゆるものより強い力を持つているなんということはあり得ませんよ。

○説明員(吉田昌君) どういう個所に宅地を作ることを許可するかどうかといた問題は、今の民法の問題とちょっと違うと思うんです。

○田中一君 違います。もし民法が悪ければ直せばいいんです。多くの、たとえば十人の国民がそれが正しいと言つたからといって正しいわけじやございません。一人の者でも生きている人がお前死んだほうがいいと言つたからといって死ねるものじやない。そういうふうに国民の権利といふのはみんな持つてゐるはずなんです。しかし相手のうちを持つておつた、ところがだんだん文化といふものが伸びてきて、あるいは宅地のほしい人間があふえてきてだんだん侵食してくる。危険区域もかまわすそのかけ地の下へ市街地が伸びてくるという場合に、その擁壁その他の施設といふものをその土地を持っておるがけ地の上にいる人が強制されるということになりますと、市街地を作るということのほうが優先するような形になつておるわけですね。あなたのほう、何といつたんですか、自分の環境といふものがそこなわれてくるか來ちゃ困るということは言えぬでしようし、それはどういう立合に解消したらいいんです。單に宅地を造成する者の保護という面じゃなく、市街地

の足元まで伸びてくるためにそういう義務が生ずるということは、これは何か違つた方法で救う道はないだらうか

この十六条の改善命令もその範囲において命令が出されるということになるのだろうと思われます。

○田中一君 これは住宅局長に一ペん、今僕が法務大臣並びに吉田参事官に質問したことに対する考え方を一つ……。

○政府委員(齋藤常勝君) この第十六

条の改善命令につきましては、先般も御説明申し上げましたように、また先ほど法務大臣からもお話をございましたように、「著しいおそれを除去するため必要であり、かつ、土地の利用状況等からみて相当である」と認められる限りにおいて」といふ規定があります。

○説明員(吉田昌君) そういう危険な場所に宅地を作れるか作れぬかといふ問題は、これはまた別の問題であろうと考えられます。

○政府委員(齋藤常勝君) この第十六条の改善命令につきましては、先般も御説明申し上げましたように、また先ほど法務大臣からもお話をございましたように、「著しいおそれを除去するため必要であり、かつ、土地の利用状況等からみて相当である」と認められる限りにおいて」といふ規定があります。これは言いかえますと、義務を履行するための負担といふものと、これによつて保護されるべき利益といふものとを比較考量いたしまして、その限度において改善命令を出すということでございます。したがいまして先ほどお話をございましたように、ある個所を改善するために何百万円也要すると

いろいろな問題は出でこないものであらうといふに考へるわけございります。したがいまして民法で考へておられます。それはそういうところにこそ公共の思想と、ここで考へておりまする相当の限度といふ思想とにおいて食い違があるといふには考へておりません。

○田中一君 住宅局長は、この法律を作るために各市街地、既設の市街地、それから未開発の市街地、また市街地たらんとする地点を全国的に歩いてみましたか。私なんかたくさん知つてゐますよ。そういう地点を調べてみましたか。一番私が今質問しているのに該当するような地点はそこだ、といふように例をあげてみて下さい。

○政府委員(齋藤常勝君) 全面的な調査といふものは完了しておりません。しかしながら、具体的ないろいろな例につきましては、建設省としましては承知しております次第でございます。

○田中一君 どういうところが、一番今私が質問しているよろづやーそれは多少極端ですよ。極端なところを質問しているのですが、そういうところがないと思っていますか。

○政府委員(齋藤常勝君) おつしやる

ような点もあるとわれわれは考えます。

○田中一君 そこで、そういう場合に

はこの法律だけでもつて解決せられます。

○政府委員(齋藤常勝君) その点につ

きましては先ほども申し上げましたよ

うに、相当の限度においてだけ、個人

に対する負担を課すということです。

○政府委員(齋藤常勝君) たゞいま

の法律ができるとのいろいろな意味

の原因のあるほうに対しましては、そ

れが完全にできないという場合もあ

ると思います。その場合におきまして

どうするかといふにつきまして

は、これはそういうところにこそ公共

投資をやるということで、われわれは

考へておる次第でございます。

○田中一君 そうすると、そういう

ところには公共投資をやるということ

がここには明文化されていないわけです。

○田中一君 そこには公共投資をやる

ことで区切つておられるけれども、公共投資

をやって公共団体がそれを安全に整備

するのだと、いふことは明文化されてい

ないわけですね。していなければそ

うしたらどうですか。

○田中一君 そういう点につきましてはたとえば砂防をさらに

充実する。あるいはまた市街地の防災

というようなことも、前にも前例がございまして、そういう問題が将来公共

投資の面において考へられてくるだろ

う、こういうように考へております。

○田中一君 またともに戻るけれど

も、危険がないということによって存

在したところの自分の所有地ですね。

これが他の行為によって危険が起きた

場合には、その責任はどこにあるので

すか。それが今までちつとも危険が

ないのです。危険はだれにも感じさせ

ないのです。しかしながら他人の行為

で、たとえば下にだんだん市街地を

作ってきた、その場合の上のところは

危険になってしまいますね。その責任はど

こにあるのですか。宅地を守ることに

きゅうきゅうとして、善良な居住者に

対する私権の侵害といふものが非常に

多いのじゃないかと思うのですよ。

○田中一君 たゞいまの

法律によるところの政令なり通牒を

出すのでしよう、運営といふか、実施

なはだ迷惑するのですよ。ましてや今

後これによるところの政令なり通牒を

うああと考へているけれども、実態と

いうものを調べてでなければ国民はほ

うい形にならなければ、いたずらに

法律を作るべきものじやないですよ。

これからまだあと二時間ばかりで

この問題でもつて質疑いたします、たく

さん持っていますからね。これは重大

な問題なんですよ。

○田中一君 そうすると、ここにはつ

きりとこれは建設大臣から答弁してい

ると思います。その場合におきまして

どうするかといふにつきまして

は、これはそういうところにこそ公共

投資をやるということで、われわれは

考へておる次第でございます。

○田中一君 そうすると、そういう

ところには公共投資をやる

ことについても考へる。そういう意味での

法律ができるとの程度の工事

を必要としているかといふこと

ですから、その費用等につきましては

これを考へる。あるいはどの程度の工事

を必要としているかといふこと

についても考へる。そういう意味での

度でございます。

○田中一君 そうすると、ここにはつ

きりとこれは建設大臣から答弁してい

ると思います。その場合におきまして

どうするかといふにつきまして

は、これはそういうところにこそ公共

投資をやるということで、われわれは

考へておる次第でございます。

○田中一君 そうすると、そういう

ところには公共投資をやる

ことについても考へる。そういう意味での

法律ができるとの程度の工事

を必要としているかといふこと

ですから、その費用等につきましては

これを考へる。あるいはどの程度の工事

を必要としているかといふこと

についても考へる。そういう意味での

度でございます。

○田中一君 そうすると、ここにはつ

きりとこれは建設大臣から答弁してい

ると思います。その場合におきまして

どうするかといふにつきまして

は、これはそういうところにこそ公共

投資をやるということで、われわれは

考へておる次第でございます。

○田中一君 そうすると、そういう

ところには公共投資をやる

ことについても考へる。そういう意味での

法律ができるとの程度の工事

を必要としているかといふこと

ですから、その費用等につきましては

これを考へる。あるいはどの程度の工事

を必要としているかといふこと

についても考へる。そういう意味での

度でございます。

○田中一君 そうすると、ここにはつ

きりとこれは建設大臣から答弁してい

ると思います。その場合におきまして

どうするかといふにつきまして

は、これはそういうところにこそ公共

投資をやるということで、われわれは

考へておる次第でございます。

○田中一君 そうすると、そういう

ところには公共投資をやる

ことについても考へる。そういう意味での

法律ができるとの程度の工事

を必要としているかといふこと

ですから、その費用等につきましては

これを考へる。あるいはどの程度の工事

を必要としているかといふこと

についても考へる。そういう意味での

度でございます。

○田中一君 そうすると、ここにはつ

きりとこれは建設大臣から答弁してい

ると思います。その場合におきまして

どうするかといふにつきまして

は、これはそういうところにこそ公共

投資をやるということで、われわれは

考へておる次第でございます。

○田中一君 そうすると、ここにはつ

きりとこれは建設大臣から答弁してい

ると思います。その場合におきまして

どうするかといふにつきまして

は、これはそういうところにこそ公共

投資をやるということで、われわれは

防災といいますか、一般民間の投資だけでは災害防止のできないというところには、都市防災というのを御承知のとおりやつておりまするわけで、この場合におきましてもこの明文に明らかでござりまするよう、災害の防止のために必要であることが前提でありますので、必要であるほかに土地の利用状況にかんがみて「相当」であると認められる限度」ということは非常に抽象的であります。こういう表現以外にはないとわれわれは考えるわけですからけれども、その土地の利用価値とかあるいは工事費とかいうものと勘案をして、相当の範囲で改善命令を出すということでありまして、どうしてもそれがそういう灾害を防ぐのに民間の施設だけにたよるということは適当でないと認められるものは、従来もやつてきましたとおりにやはり災害防止のためにたとえば山くずれに対し砂防工事をやるのと同じ意味で、本質的にはそういう意味において都市においても災害防止の工事を公共事業でやらなければ

公共投資をするんだということを書いてたつていいじゃないか。判断々々と言ふけれどもそういう災害を防止しようと、なんという判断は大蔵省が承知しやしないですよ。今までの例だつて。もしそうなれば一万分の一は場合によつちや承認する。陳情者がたくさん来ればしようがないというので承認するけれども、一般の行政庁が自分の行政区画内のそういう防災なんということは考えないです。だから建設大臣そろ言つても全く「である」となんですよ。けれども出すほうが出さなきやできやしないですよ。災害に対する復旧は、これは法律が敵としてあるからやりますよ。だからことごとく防災ということは災害待ちなんですよ。災害になれば命がけで、人の生命財産を失つてこれははたいへんだということで金を出すようになつてゐる。そういう仕組みなんですよ。大蔵省の予算のつけ方といふのは、ここにその限度があるならば、危険だということを感じる。申告する、危険だということをだれが判断

ただきたいんだが、この限度をこえる
ような工事なり負担なりといふものに
対しては、これは当然公共の福祉のた
めには公共事業がこれを負担すべきで
あるといふような解釈、またそのよう
な政令、そのような通牒でもつてこの
法律を運用するのかどうか、するなら
するということをここでひとつ明言し
ていただきたいんです。今、住宅局長
の説明を開くとそろそらざるを得ない
と思うんですね。大蔵省いらないかな、大
蔵省の宮崎君いるから建設大臣ちゃん
と答弁して下さい。自治省いらないか
な。

○田中一君 どうもわかつたようであ
ならない場合もあると思うのです。そ
の具体的な事例はどうかと言われる
なかなかむずかしいんであります
まあ從来も都市において災害の防止で
民有地に対して公共事業でやつておる
部分もありますから、そういつた観念
でこの条項を御判断いただければ、あ
とはまあ行政指導とか行政的な配慮と
いうもので、あまりかつきりと書き切
れませんからこうなっていますけれど
も、行政的な配慮が必要であると思
ますが、そこらは調整してやっていく
以外に方法はないと思うんです。

○国税大臣(中村博吉君) 親しく宅地造成する場合には、たとえそれを造成することによって非常に高価な投下資本になりますしても、これは安全なものにするよう指示をしなければなりませんし、それに従つて膨大な擁壁や排水施設やを作つて、なおかつ採算の合うという所だけが宅地に開発される。したがつて採算の合わないような高い値で、なむろその眺めがいいから、工事費は高くついても地価は幾ら高くついても、やろうといふ希望の人人が出してくれれば別であります。が、そういうことになつていくわけで、新しく宅地を造成する分と、すでにこの法律の施行の前から宅地でこういった事情にあるもの、あるいはその後の変化によつて著しく危険が感じじられたものとの差別は、これははつきりしておいていただきませんと、あらゆることに誤解されではないへんなわけなんですね。この十六条に規定いたしておりますのは、ここに明らかにされておりまするよるに一種の改善命令でござりまする。

する。むろん行政庁が判断し、建設省へ来てそれから大蔵省へ行つて、じやあそれはあぶないから出そうじゃないかということになつて実を結ぶんですよ。そういう点もつと明確に、当然そうした限度を越した場合には、公共事業がむろん危険の度合いのものはないいろいろな機関で判断するのでしょうかけれども、当然公共投資として行なうのだという言明だけしてくれればいいんだ。限度を越えた場合には援助するのは公共事業として援助するんだ、ということをはつきり答弁してくれればそれでいい。

として、また地方公共団体も全体として災害を防ぐとする努力をする義務があるわけですから、そういう範囲のものについては公共事業をやらざるを得ない、こう私ども考えておるわけです。

○田中一君 宅地造成に伴う防災を私は言っているのではない。宅地造成をするために、善良な、もうさつき住宅局長が言ったように、自然のままにあった自分の環境がそこなわれ、それに隣接する人もやはり擁壁なら擁壁を作らなければならないということをいられる、そのため。ことに山口県下のあの光とか広島県の吳とか、あの辺も相当あります。神戸市内にも相当あります。横浜もあります。まだありますのがね。自然な平和な生活を営んでおる者はその隣接するところへ宅地造成をどんどんやられたために自分の環境がそこなわれる。そのため排水溝とかなんとかいろいろでも、今まで何でもなくがけから流していたのでしょう。下に宅地造成されたために、

ざいますから、やはり改善命令にはおのずから関係の土地の利用状況というのからみて採算もどうにかそれと いう、「相 当 で あ る」と認められる限度において」改善命令をする。こういう改善命令の天井といふものをきめておきませんと、何でもかまわずに都道府県知事が改善命令を出されたら、それはその関係の所有権を持つた人は非常な迷惑をする場合も起こりますから、そこで天井の限度といふものをきめるわけです。なおそれでも非常に災害のおそれのあるという場合には、これは国または地方公共団体の相協力した

のものが全く見当たらないでござります。こう言つてくれればいいのです。行ないますと言つてくれればいいのです。平和な自分の土地を自分で持つておったところが、いろんな資本家がそこへ宅地造成を利益をもうけるためにどんどんやってくる、そのためには自分の環境がそこなわれる。今までではどんどん流しておったのです。水が流れてしまつた。その水があふれるために困る。そこに排水溝を設けて排水をやれ、擁壁を作れと言われたときに、その人たちをどうするのだ。だから改善命令というものは、このところ数年來政府の住宅政策の貧困からくるところの宅地の造成といふものに限つておらないわけです。この部分は当然やつたつてい。以前の宅地に対してもうするかということです。以前の宅地造成によって起こりましたものをこの法律によつて規制されるという場合にはどうするか。これをだれが負担するかということをさつきから法務省の方にもそれを聞いておつたのですが、大臣

自分のところにそういうものを強制されるという場合にははどうするかといふことが質問の最初だったのです。条文にあるように宅地造成する場合の防災は当然のことです。これはその法律ができれば規制されますけれども、何十年と持つておる自分の宅地の隣接されたところに、宅地造成されたために起りますこの防災施設というものは、どうなるかということです。その場合には今の公共事業として当然その限度までは、さっき大臣が言っているようになります、自分のところが多少とも利益になるならば利益は利益として見るが、あ

申し上げますと、そういうようなことについて何かお考えにならなければ、起ころる起ころぬの問題の前にいろいろなそした不安、公共福祉のためにやるなんていつたって、あべこべに公共の福祉を害するような危険性がたくさん出て参りますので、そのことの不安を訴えているわけなんです。

絶語で「一日」などと云ふ。これがけのことをやらせるのですから、何かそういうことについての国が一面責任的なものと持つて安心して造成させ

せ、この法案を皆が歓迎していくといふ格好にしないと、先だって申し上げたことですけれども、一体これはどうなるだらうと、こうやつておりまするならば法案自体がボイコットされる心配すら出てくる。まあよその地域の方々にはあまり何か私が大げさに言っておるかのようにお聞きになるかしらぬけれども、そうじやなくして、まことにまなましい現実に立って言つてゐるのでですから……。そこでそういう造成主がすべき補償、これに対する補助ないしは損失の補てん、こういうことについてお考えにならないかどうか、か、こうお聞きしたいのであります。

○国務大臣(中村梅吉君) いろいろと細目にわたって御指摘をいただいてわれわれ感謝をいたしております次第であります。大体率直に基本的なことを申し上げますと、実は豪雨災害のときに私ども憂慮いたしまして、さっそく住宅局長に神戸及び横浜周辺の現状を観察をさせてつぶさに検討させたわけであります。が、まあその結果、今七地造成都市に人口の集中する度合いに比し、日本の国土というのは限られてお

造成されたおる、これをほおつておけばたいへんなことになるということとで、まあこの法律案の立案に着手をいたしました。世論も大体この方向で早くやるべきだ、ということが起こって参りましたのでこの立法を考えたわけであります。ただ立案をする者が現地を全部実情を知っているわけではなく、まああらゆることを頭の中に描いて想定をいたしまして、その想定のもとに一応立法化を行ない、規制の道をかり、災害を起さないようにしていこうということでスタートしたものでありますから、もちろんこの法律案自体にも私は今後運用してみますと改善を要する点が多く出てくると思います。そういう点をお気づきをいただきたい今議論をしていただいておくことは非常にありがたいことでございますが、同時に施行をいたしまして、こういった新しい構想の立法は随時実情に即して改善をしていく必要があると私は思うのです。基本としては、しかしぜひこれは今のうちに早くやっておきたい。

い条件を国が加える以上は、あるいはまた今議論になつておりますような改善命令をする以上は、必ずしも資金の豊富な人ばかりがやるわけありますせんから、資金的な融通の道は考慮する必要があるのじやないかということです、実はこの法律案に並行いたしまして予算要求としましても、来年度はぜひ住宅金融公庫にこういった必要な機会の資金融通のワクをほしいということです。予算要求はいたしておる段階でござります。今後のは折衝に待つべきでございますが、ぜひ私どもとしてはそういうた資金的な援助が必要な方に対しても、住宅金融公庫として融通のできるような道を開きたいと、こう思つておるわけでござります。

ターバーらののがけ地がある、その下に新しく田んぼや流れ地、原野を宅地造成をしておつたのですが、相当な二十メートルでもいいのですから、市街地たらんとすればいいのですから、市街地になるのは十年先、三十年先でもかまわない、市街地たらんとすればいい。市街地に指定されるほうが先だというのではなくて、なんだっていい。その場合に、その背後のがけ地といつものがあれば、その宅地の造成には擁壁を整備せよといふ条件をつけるならば、これは望ましいことなのですよ。善意な人が土地造成のために自分の生命財産をおびやかされることがあつてはならぬ。また擁壁の整備を義務づけられることがあつてはならない。今の建設大臣の御説明が、それでいいならば僕は非常にうれしい。それを実はしなければならない。おそらくそれはできやしませんよ。それこそ下に——下といふとかいふけれども、低い所にいる人たちの土地に……、宅地造成業者が六甲山の回りに全部コンクリートの擁壁を作るということになると、とてもできっこない。不可能です。そんなことになつたらない、また宅地造成業者は非常なえらいことになる。単価が上がつてくる。事実そういう条件をつけてくればうれしいのですよ。そういう危険区域はたゞ、たゞ宅地造成業者は非常なえらいことになる。単価が上がつてくる。事実成業者といふものは利益のために宅地造成業者がこれに対しても手をつけなくなります。いわゆる制限地域にならざるを得ないということです。宅地造成業者がこれに対しても手をつけなくなります。

造成をやるのです。國家社会のためにやるのではないのです。そういうことをやるのだというのであれば、それならそれでもって一応善意な人たちがたくさん負担をしないでも済む、またいろいろな罰金を取られなくても済むからいいわけなのです。そうすれば現在あるところの宅地造成業者も、おのずからこれは宅地造成禁止区域だという気持ちになりますからそこは手をつけない。僕が先ほどから心配しているのは、隣地の善意な人たち、あるいは高い所の人たち、隣りの人たちが、この災害防止のための施設といものをしなければならないよう強制されることは困るということを言っているのです。この法律では既成宅地にまで改善命令が出されることになつてゐるのであります。何年前に造成された宅地に対し改善しようとするのかひとつ聞いておきましょう。何年前に行なつた宅地造成に対して改善命令を出されるのか。三十年、四十年も安泰に平和に自分の土地に住んでいる者が、その隣接する所に宅地造成をしたために、自分の宅地に災害防止の擁壁または排水施設等を作らなければならぬと強制される場合がある。——これは大臣は見ていないな、この法案は。見ていない人に答弁を求めて困るのだ。実際を知らない。あなたは行政区画をすればいいと思つているかもしれないけれども、国民には大きな負担がかかるのです。自分の平和な生活に変動が来るのです。ゆふぶられるのですよ。これは平地に持とうといふ宅地造成じゃないのです。農地を地目転換してそれで宅地にしようという者に対して言ってゐるのではないのです。宅地に不適格

などころを宅地にしようといふために災害が起らなくなるからこの法律でもつて規制しようということです。必ず防災といふものはこの事業を行なう場合には必須条件なのですよ。これがねらつてある所は必ずあるといふことでしょ。だからいろいろな嚴重な構造基準をもつてやれと言つているのですよ。その場合に今あなたが言つてゐるよう、あなたが宅地を作るとき、あなたの隣りの上に、個人の田中なら田中の家がある。その敷地にコンクリートの擁壁を作りなさい、作らなければ許可しませんよ、こうあなたに言つているのです。やつてくれるようになつてくれればけつこうだ、上にいきりてやるのだと、こうなると私は安心ですよ、安心のはずですよ。それが上の者にお前の土地だからお前が当然やるのだ、こんなこと私は困ります。何十万、何百万という擁壁なんかは作れません。そのため監獄に行つたつて作れませんと言います。

（中略）

田中一君 住宅局長、それでいいのか
が必要だと、当然その許可条件に入る
べきであると考えております。

い。それでいいんだと問題があるので
すよ、まだ。

話のようすに、傾斜地を切りまして、切り土をしてしまして宅地を造成するといふことになりますと、今お話をのように上には既存のものがあり、下の所に作るわけだと、いうことになつた場合におきましては、切るわけでありまするから、その切った切り土によつてその斜面が安全であるかどうかといふことは、下の新しい造成主の当然行なうべ

○政府委員（齋藤常勝君） そういう場合に改善命令を出すことはあり得ますけれども、その場合の費用負担ということは問題になると思います。ある

ありまするから、その求償権に基づいて費用の負担は原因者からとるといふことに相なると思ひます。

い
う
むしろ上のほうの宅地のほうが危険にさらされることになるわけでございま
す。そういう場合におきましては、わ
しろ下のほうの宅地の所有者にこの令
令が出されなければならないと、こ
んなふうに考へますよ。

○田中一君 そうでしょ。建設士
臣、災害防止のために施設をやろう
いうのにもかかわらず、この法律だ
まして、ただ、この命令としては、
めてそれだけでもやろうというつもり
であろうかと思うのであります。

全性を保つような技術的基準というものが、あるわけでございまするから、そ

十六条の第二項におきまして、その災害の発生の著しいおそれが生じたことが他の者の行為によってそうなつたん

合、そういう地形の変更をされちゃ困ると言つた場合はどうなりますか。
○政府委員(齋藤常勝君) そういう場合におきましては、代執行の規定の適用等によりまして問題はないと思いま

○田中一君 そういう命令が下のほうに出、上のほうの人に排水溝なり集水溝を作れと、水路を作つてよそに持つていけという命令が出るのですか。下の人が上の人の宅地に対してもう一つに考えます。

臣、災害防止のために施設をやろう、
いうのにもかかわらず、この法律だ
では不十分な点もあるのです。今の負
担の問題はいいです。負担の問題はそ
れであります。災害防止といふこと
が主眼ならば、そういう施設を全部
なければならないのです。だからと
なればならないのです。

知事に規則として付加することを委任してございますので、それによつてそ

ができるるといふやうな、そういうよろ
な規定があるといひまつて、これが
かりにこの命令どおりにいかない場合
からみて、自然免れ得べき事

○田中一君 そうすると、高いところに土地を持つておる人はどうなるのです。高いところに住んでいる人に対して集水溝を作れという命令が出るわけ

○説明員(吉田景君) 下の宅地の所有者に対しましては、自分の土地の分について第一項で、それから上の所有者が。う改善しるといふ命令が出せるのです。

なければならぬのです。だからどうぞ
です。そういう場合は、それも下の
と上の人がいつも犬猿たたらぬよ
な仲の悪いやつもあるだらうし、下の
人に三メーターのがけ地に八メーター
のでかい家を建てられたらえらい迷惑

にペイいたしませんから禁止と同じような状況に相なるだらう。こういうふうに考えておるわけであります。

バランスは十分にとれるものと考えて
おります。

よ。そういう芝生の庭にそんなものを作っちゃ困るというような場合、あるいはびつかりと家が建つておる場合、そういう場合にはどうなります。拒むことは出来ません。

者の土地については第二項でいくといふことになろうと思ひます。

○田中一君いやだといったらどうな
りますか。上的人は私のほうは影響が
一向ないからいやだといった場合には

のでかい家を建てられたらえらい迷惑だ、とんでもないやつだということになつたら何も聞きはしないということもあるだろうし、建築基準法によって高さの制限というは、限界といふことか、三十三メートルなら三十三メートル

た、下に宅地がなければ多少土砂が落ちても一向差しつかえないのだといふような状況の場所ですね、そういう場合に下のほうで相当な宅地造成をした場合、その場合にはやはり今言つたよ

その高いところに住んでいる人に對してこの法の適用、罰則はあるのですか。改善命令というものは人間じゃないのですから、物に対する改善命令ですから、私は今は差しつかえございません

である者に対して改善命令が出るわけ
でしよう。下の者じゃない。上の者
でしょう。物件に対して命令が出るので
しょう。齋藤君に対して田中一の宅地
に集水溝を作れという命令が出るべ

○説明員(吉田晶君) 第二項の異議がある場合は出せないといふことになります。
○田中一君 問題は災害防止のために行なう施設をいつているんでしよう。

ルあるわけだから、だからそういうことをやはり考えなければいかぬと思ふのです。どうも宅地造成の規制だけを先行して、宅地を作るということだけは先行して、隣接の市民の物質的にも精神的にも困る事態が生じる恐れがあるからである。

うに、必須条件として擁壁を作らなければならぬということになりますか。

（宮府委員（齋藤常勝君）） ただいま
場合におきましては、もとよりその出
該宅地の所有者等に異議のない場合
は困りますといった場合には、どうす
が処分を受けるのですか。

ぢやないでしょ。田中一に対しても善命令が出るでしょ。拒否すればやはりかかるのですか、どうなんですか。

もしそのため大きな災害が予想されるといふに考へた場合には、命を出さないとすると一体どううことになるのですか。集中豪雨でもあつて今度の六甲の災害でもそうです、集中豪雨があつたために今まで何ともなかつたところがくすぐれたのです。

精神的にも不利益というものの、物質的にもこういう点でかりに補えるとしても、精神的にも非常な不利益を受けるということがあつたのであります。どこでもあつたり得ることです。あり得るものはやけにそれを除去しなければならぬと思つます。それでなおかつ災害防止のための必須条件としても、技術的な施策はしなければならないということになるわけですね。

○小平芳平君 関連して。先日の委嘱で、今後の改善命令と罰則についてですが、何年も安全に住んできたところで、そこで行政官庁ではそこは危険だから改善しなさいといふと、ところが住んできた人は、いや、もう何十年も住んできたのだから大丈夫だといふ。そういうような場合はまず勧告をする、災害防止のため必要な措置を勧告する場合がある。それからその住んでいる人が自分でもなるほどこれは少し危険だと思う、だけれども金がなくしてできない。そういうような場合には金融公庫の融資を大幅にやめさせてやつてしまいたい。こういうようなことがあつたわけですが、またきょうのお話ですと、限度をこえた改善をしなければならないような場合には公共投資を考えている、といらかになりますと、公共投資、それなら改善命令を出す、あるいは勧告をするといつてもそれは公共投資でやつてくれたらいいじゃなかいか、あるいは改善命令出されても公庫融資が当たらないからということになりはしないかと思うのです。結局公投資にもはすれて、公庫の融資にあはされた人だけがこの罰則の適用を受けて懲役や罰金になる、そういうような結果にならないですか。

○政府委員(齋藤常勝君)お話の最後のところは、もはれ、かつ防災融資者だけが懲役にというお話をされたが、まず、罰則は懲役のことであります。そこで、懲役はあまりないであります。いろいろとありますけれども、判におきまして懲役までありますならば、改善命令に対して重点的にといいますと、先的に融資をするというふうなありますので、運用上において御心配になつてゐるようありますが、したがつて罰則を適用するということがないといきたい。こういうふうとする次第でございます。

○小平芳平君 そこは言ふ懲役または罰金になる。共同投資にもはれ公庫の助からない、自分のお金もない人は直すにも直しようかあります。そういう人は懲役はない。そらく罰金だらうといふ。しましたが、それは裁判のわからないと思うのです。うふうな罰せられることなどが、いなれば、この罰則は意味がないですか。

○政府委員(齋藤常勝君)がないとおっしゃいますけれどもござりますので、その辛うござりますので、その辛うござります。

おいて先ほどのような御説明をした次第でございます。

○小平芳平君 その個人の負担の限度と言われる点が非常に問題だと思うのです。それはその人によってその限度は幾様にも違うわけです。で今御説明の下闇の場合、そういうような場合をこの法律なり何なりに基準か何か出ますか、あるいはすでに出ておりますか。

○政府委員(齋藤常勝君) この限度を考えます場合は、この義務を履行するに必要な負担経費と申しますか、これによつて保護される利益といふものを考慮するわけでござりますから、その限度において命令を発するわけでありますから、個人の負担といふものは過重にならないよう命がんが出されると重になりますかどうかと聞いておるんであります。

○小平芳平君 ですからこの個人の負担が過重にならないように何らかの基準なり何なりが、行政官庁の方から示されますかどうかと聞いておるんであります。

○政府委員(齋藤常勝君) 指導いたしました場合に十六条の執行については十分に気をつけて、各都道府県知事に指導通知を出したいたいというふうに考えております。

○小平芳平君 指導する場合にその限度を示すということですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 限度を個々具体的にきめるといふことは、この法律の趣旨からいきましてもケース・バイ・ケースでまとめてくる場合があると思いますので、考え方が十分に浸透して間違った判断が行なわれないよう行政指導をしたい、こういうことでござります。

○小平芳平君 その判断が間違つてい

うものは、土木屋さんなり建築屋さんならば、報告もできるかもしらぬけれども、これはもう、どういうものを報告受けるかしらぬけれども、危険区域、これが危険な状況が、危険な場合には、いろいろな意味の報告を要求されるかわからないですよ。そしてそれが五万円以下の罰金じゃかないませんなあ。

○政府委員(齋藤常勝君) 報告を徵取するということは、知事が必要に応じてやるわけでござりまするから、おっしゃったように、全面的に一齊にとるとか、あるいは非常に金額がかかる報告をとるとかいうようなことには相違ないかと思います。もとより知事にござましても、現地の調査をいたすわけござります。それと報告の両方の制度によつて、その区域内の現況を十分に把握して、そろして災害等が起らぬよう、それぞれ必要な措置をするという考え方でござります。その点は差しつかえないかと思います。

○田中一君 住宅局長、もつとはつきり言つて下さい。一向差しつかえない問題ではないか、言つて下さい、口の中です言わないで。

で、内容がね、どういものを報告受けれるか知らぬが、政令できめます

か。こういう程度のもの、金のかからないものだ、簡易なものだ、坪数だけである、地番地だけであるとか、入れるのですか、政令で。——これは政令になつていなかなあ。

○政府委員(齋藤常勝君) 政令事項でございませんから、政令に規定するつ

まりはございませんが、ここでどう

とする報告の中身は、たとえば宅地についで、一般的な概況でありますと

か、あるいは現在擁壁がどうなつておるかといふような程度のことござい

ます。それから工事のほうにつきましては、現に工事を行なつてゐるわけ

ありますから、その進捗状況が、どの程度いつてあるかというような報告を

するという度に考えております。

○田中一君 この工事の状況はいいで

す、これは当然しなければならぬと思

うのですが、宅地の場合に、たいへん骨が折れますね。そうして出さない場合には、一日おくれたら五万円以下の罰金をとられるのか何がよく、これは

各条例で定めるのでしようけれども、それでも、書き方がわからぬとい

うような御婦人もいますよ。家の者などは、本人がおらないのでわからぬとい

う。それで五万円以下の罰金をとられたんじゃかなわないな。こんなものだ

といふことを、はつきり明示できない

のですか。地番と坪数ぐらいなら、大

体まあわかるでしよう。けれども擁壁といつたところで、擁壁にも程度があ

りますよ。コンクリートの擁壁がある

て、それが一体厚さがどのくらいある

ものか。そんなことを言つたてわかれはしないのです。それでいいなら

それでいいけれども、こんなものを強制されるというのは、はなはだ不可思

議だと思うのですよ。こんなことまで

も強制されなければならぬ。これは住宅局長の考へているのは、新しく造成

される土地内の宅地なんといふ考え方

に基づいて立案したのかしらぬけれども、何十年となく住んでる宅地まで

もやられたんじゃかないませんよ。そういうものは実測なんとしているの

ですよ。そのために、実測したため

に、何だ坪数があることは百二十坪のは

ずだつたのが百八十坪あるじゃないかと言つて、税金取られたら、虚偽の申

請しますよ。大体動かないところほど

なわ延びがあるのです。動くと、充賀さんご存じでしょう、なわ延びは必ず

ありますから、その進捗状況が、どの程度いつてあるかといふような報告を

するといふことは、私どもはわかりますよ。へたに、そんなもの実測された

高くなります。まあ、それが正しいんだけれども、事実は百八十坪だったと

いうようなことがたゞさんあるよ。大

体、昔はそういうものだ。ことに、が

くくだら、こういう内容、こういう内

容と、これを書いて出すという工合に

するものが、ほんとうのことですよ。ふ

えますよ。みんな、これ

百二十坪だといって登記所に入つてい

ます。そんなにまで、むずかしい問題を

お調べになるのですか。簡単なものな

ら、簡単なものだと書いて下さい。こ

ういう程度のものをするのだと書いて下さい。何といつても、五万円以下の

罰金なんといふ罰則を作られて、これ

をやるなら、内容を明らかにしてほし

いんだ。

○政府委員(齋藤常勝君) 本条につきましての報告の内容につきましては、

政令事項でございませんので、先ほど申し上げましたけれども、実際

しないと申し上げましたけれども、実際

の行政指導におきましては、今の御質

疑のように、どの程度の報告を徵取す

るかということを、通牒等で明確にい

たしたいと思います。そうしませんと、罰則の適用もあることありますか

ら……。

○田中一君 どうもね、罰則をつけられ

て、それが一体厚さがどのくらいある

ものか。そんなことを言つたてわかれ

りはしないのです。それでいいなら

それでいいけれども、こんなものを強

制されるというのは、はなはだ不可思

議だと思うのですよ。こんなことまで

も強制されなければならない。これは住

宅局長の考へているのは、新しく造成

される土地内の宅地なんといふ考え方

に基づいて立案したのかしらぬけれども、何十年となく住んでる宅地まで

もやられたんじゃかないませんよ。そ

ういうものは実測なんとしているの

ですよ。そのため、実測したため

に、何だ坪数があることは百二十坪のは

ずだつたのが百八十坪あるじゃないか

と言つて、税金取られたら、虚偽の申

請しますよ。大体動かないところほど

なわ延びがあるのです。動くと、充賀

さんご存じでしょう、なわ延びは必ず

ありますから、その進捗状況が、どの

程度いつてあるかといふような報告を

するといふことは、私どもはわかりますよ。へたに、そんなもの実測された

高くなります。まあ、それが正しいんだけれども、事実は百八十坪だったと

いうようなことがたゞさんあるよ。大

体、昔はそういうものだ。ことに、が

くくだら、こういう内容、こういう内

容と、これを書いて出すという工合に

するものが、ほんとうのことですよ。ふ

えますよ。みんな、これ

百二十坪だといって登記所に入つてい

ます。そんなにまで、むずかしい問題を

お調べになるのですか。簡単なものな

ら、簡単なものだと書いて下さい。こ

ういう程度のものをするのだと書いて下さい。何といつても、五万円以下の

罰金なんといふ罰則を作られて、これ

をやるなら、内容を明らかにしてほし

いんだ。

○政府委員(齋藤常勝君) 本条につき

ましての報告の内容につきましては、

政令事項でございませんので、先ほど

申し上げましたけれども、実際

しないと申し上げましたけれども、実際

の行政指導におきましては、今の御質

疑のように、どの程度の報告を徵取す

るかということを、通牒等で明確にい

たしたいと思います。そうしませんと、罰則の適用もあることありますか

ら……。

○田中一君 どうもね、罰則をつけられ

て、それが一体厚さがどのくらいある

ものか。そんなことを言つたてわかれ

りはしないのです。それでいいなら

それでいいけれども、こんなものを強

制されるというのは、はなはだ不可思

議だと思うのですよ。こんなことまで

も強制されなければならない。これは住

宅局長の考へているのは、新しく造成

される土地内の宅地なんといふ考え方

に基づいて立案したのかしらぬけれども、何十年となく住んでる宅地まで

もやられたんじゃかないませんよ。そ

ういうものは実測なんとしているの

ですよ。そのため、実測したため

に、何だ坪数があることは百二十坪のは

ずだつたのが百八十坪あるじゃないか

と言つて、税金取られたら、虚偽の申

請しますよ。大体動かないところほど

なわ延びがあるのです。動くと、充賀

さんご存じでしょう、なわ延びは必ず

ありますから、その進捗状況が、どの

程度いつてあるかといふような報告を

するといふことは、私どもはわかりますよ。へたに、そんなもの実測された

高くなります。まあ、それが正しいんだけれども、事実は百八十坪だったと

いうようなことがたゞさんあるよ。大

体、昔はそういうものだ。ことに、が

くくだら、こういう内容、こういう内

容と、これを書いて出すという工合に

するものが、ほんとうのことですよ。ふ

えますよ。みんな、これ

百二十坪だといって登記所に入つてい

ます。そんなにまで、むずかしい問題を

お調べになるのですか。簡単なものな

ら、簡単のものだと書いて下さい。こ

ういう程度のものをするのだと書いて下さい。何といつても、五万円以下の

罰金なんといふ罰則を作られて、これ

をやるなら、内容を明らかにしてほし

いんだ。

○政府委員(齋藤常勝君) 本条につき

ましての報告の内容につきましては、

政令事項でございませんので、先ほど

申し上げましたけれども、実際

しないと申し上げましたけれども、実際

の行政指導におきましては、今の御質

疑のように、どの程度の報告を徵取す

るかということを、通牒等で明確にい

たしたいと思います。そうしませんと、罰則の適用もあることありますか

ら……。

○田中一君 どうもね、罰則をつけられ

て、それが一体厚さがどのくらいある

ものか。そんなことを言つたてわかれ

りはしないのです。それでいいなら

それでいいけれども、こんなものを強

制されるというのは、はなはだ不可思

議だと思うのですよ。こんなことまで

も強制されなければならない。これは住

宅局長の考へているのは、新しく造成

される土地内の宅地なんといふ考え方

に基づいて立案したのかしらぬけれども、何十年となく住んでる宅地まで

もやられたんじゃかないませんよ。そ

ういうものは実測なんとしているの

ですよ。そのため、実測したため

に、何だ坪数があることは百二十坪のは

ずだつたのが百八十坪あるじゃないか

と言つて、税金取られたら、虚偽の申

請しますよ。大体動かないところほど

なわ延びがあるのです。動くと、充賀

さんご存じでしょう、なわ延びは必ず

ありますから、その進捗状況が、どの

程度いつてあるかといふような報告を

するといふことは、私どもはわかりますよ。へたに、そんなもの実測された

高くなります。まあ、それが正しいんだけれども、事実は百八十坪だったと

いうようなことがたゞさんあるよ。大

体、昔はそういうものだ。ことに、が

くくだら、こういう内容、こういう内

容と、これを書いて出すという工合に

するものが、ほんとうのことですよ。ふ

えますよ。みんな、これ

百二十坪だといって登記所に入つてい

ます。そんなにまで、むずかしい問題を

お調べになるのですか。簡単のものな

ら、簡単のものだと書いて下さい。こ

ういう程度のものをするのだと書いて下さい。何といつても、五万円以下の

罰金なんといふ罰則を作られて、これ

をやるなら、内容を明らかにしてほし

いんだ。

○政府委員(齋藤常勝君) 本条につき

ましての報告の内容につきましては、

政令事項でございませんので、先ほど

申し上げましたけれども、実際

しないと申し上げましたけれども、実際

の行政指導におきましては、今の御質

疑のように、どの程度の報告を徵取す

るかということを、通牒等で明確にい

たしたいと思います。そうしませんと、罰則の適用もあることありますか

ら……。

○田中一君 どうもね、罰則をつけられ

て、それが一体厚さがどのくらいある

ものか。そんなことを言つたてわかれ

りはしないのです。それでいいなら

それでいいけれども、こんなものを強

制されるというのは、はなはだ不可思

議だと思うのですよ。こんなことまで

も強制されなければならない。これは住

宅局長の考へているのは、新しく造成

される土地内の宅地なんといふ考え方

に基づいて立案したのかしらぬけれども、何十年となく住んでる宅地まで

もやられたんじゃかないませんよ。そ

ういうものは実測なんとしているの

ですよ。そのため、実測したため

に、何だ坪数があることは百二十坪のは

ずだつたのが百八十坪あるじゃないか

と言つて、税金取られたら、虚偽の申

請しますよ。大体動かないところほど

なわ延びがあるのです。動くと、充賀

さんご存じでしょう、なわ延びは必ず

ありますから、その進捗状況が、どの

程度いつてあるかといふような報告を

するといふことは、私どもはわかりますよ。へたに、そんなもの実測された

高くなります。まあ、それが正しいんだけれども、事実は百八十坪だったと

いうようなことがたゞさんあるよ。大

体、昔はそういうものだ。ことに、が

くくだら、こういう内容、こういう内

容と、これを書いて出すという工合に

するものが、ほんとうのことですよ。ふ

えますよ。みんな、これ

百二十坪だといって登記所に入つてい

ます。そんなにまで、むずかしい問題を

お調べになるのですか。簡単のものな

ら、その使用者とは、どういう形のどういう契約を結んで、どういうものがどういう条件で結ばれているものかが使用者というか、従業員というか。これを明らかにしなければいかぬです。

といふことは、使用人が犯した過失あるいは違反といふもの、従業員が犯した過失といふものが、それは雇用しているものが命じた場合はどうなるか。そうすると、両方が罰せられる

存しておりませんけれども、たとえば
庭掃きをしている雇われた従業員が、
この報告義務の際に、うその報告を一
たという場合に、直ちに、この刑罰が
働いてくるものじやないだらうと思ひ
ます。やはり報告義務をなすべき職業
を持った従業員が、この行為をした場
合に、その法人が刑罰を受けることに
なるのだらうと想像しております。

結んでいた方が結んであるまいが、そこにベンキ屋がおつて仕事をしておつたら——やめろ、やめない場合は、お前が罰を食うぞということなんだ。これには、われわれ非常に……了承したのは、相当、一夜にして五十坪、百坪の家ができるというような不法建築が多い、これにのみ適用するのだといふ説明があり、そういうことも事実を知っているから、了承したんですが、これですから、相当な問題です。

また行為者を罰するのは、刑法の精神だから、これは行為者を罰することとはやむを得ない。しかし、これを強押し命じてはいる者がいる場合、その場合には、やはり原因を作った者が——行為者ではないかもわかりませんが、それに対して同様の、同じ罰金刑を科するということになると、これは重大問題です。これは倍でも十倍でも、重刑に処しなさいよ、もし、そんなに罪人を作りたいというのが住宅局長の腹な

ら八百円をあらつてきて仕事をしてい
る。親方に、これとこれをやつてくれ
と言われてやつている。ところがそれ
を違反だと言つて罰せられる。ところ
が親方は、どこにいるか。またあすの
朝お前を迎えに来ると言つて帰つた。
ここには、トラックで送つてもらいま
した」というようなのが多いのです
よ。違反を犯そうとする者には、とこ
ろが、それは住所がわからない。名前
もわからないという場合にも、これも

いろいろとなるのですね。その行為者が罰を受けるのは当然です、刑法上で罰する。これは刑法にある。行為者が罰を受けるのは当然です、刑法上で罰する。しかししながら、命令したもののが、あつた場合に、これは、その従業員であるなら、これは行為者として罰せらるるという理由は非常に希薄になると思うのです。双方ともに罰をするということは、これは非常に強いです。した

のの定義は、だれが雇つたものか知らなくとも、その場所において仕事をしているものは、その禁止なら禁止命令を受け理しなければならないよう、法律の改正をしたわけです。これはわれわれは……、齋藤君、ちよつと法文は……。

これは何も雇用関係結んでいようと
結んでいるまいと、だれが雇おうと雇
うまいと、雇用関係といふものは、確
認は全然しませんよ。そこに現場に
いるベンキ屋が、ベンキを塗ってい
たら、お前やめろ、やめなければ懲
役——懲役があつたかどうか、罰する
と、こういう過酷なことをやつてはいる。
そら、ちものと、これとまおひずかつ

らば。これはやはり、従業員といふ者を、なんで、どう確認するかといふことを明らかにして下さいよ。

○政府委員(齋藤常勝君) この規定を設けましたときの私どもの考えは、たとえば十三条の第二項等で工事の停止などを命ずる場合に、現場管理者といふものを相手方として規定しているわざでありますので、そういうことを守

契約に間違いないのです、雇用契約に。資金を払ってもらつておりますから。その従業員、そのドヤ街の住人たるが、労働者だけが罰せられるなんと。いうことは、これはおかしい。このよくなことは、こういう現場には多いのです。

がって、この代理人は、法律の代理人としてみましょ。従業員の場合は、どういう範囲のものが従業員か、明確にしていただきたい。

この点は吉田さん、使用人その他の従業員といふのは、民法上、どういう形式を踏んでいるもののが従業員となる。これはまた、刑法になると、おれはわからぬ、答弁できないと言うから……。刑法だってわかっているでしょ。君。それが、「二重に罰せられる」ということになると、これは問題です。はつきりして下さい。はつきりと。

○田中一君 「法人の代表者又は法人の従業者が、その法人又は人の業務上は財産に關し、第四十五條から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。」と、同じ文句なんですよ。

そこで、前のこの通常国会で規定したが、現場における違反行為、工事中止の伝達者等といふものが、何条にあつたか調べて下さい。基準法何条にありますか。

違うのですよ。どうも住宅局の考えて
いる法文といふものは、ことごとく罪
せんがためにのみ、この条文を作つて
いるように受け取れるのですよ。この
建築基準法の改正のときすら、僕は、
ずいぶん突っ込んで——これはもつと
も齋藤局長いなかつたけれども、非常
に強くやかましく言つたのですよ。使
用人でも従業員でも、何だかわからな
い、わからないが、いた者に伝達し
て、これを聞かなければ、工事をやめ
なければ罰する——これにしても、そ
うですよ。使用者、その従業員といふ

○田中一君 悪いことをする者、違反を犯そうとする者は、計画的に違反を犯そうとして、法の盲点を突いてくるのです。君はだれから言いつけられたか。親方です。親方はどこにいるか。知りません。親方の住所がわからなくなても、田中太郎兵衛とは、雇い雇われるという日雇い契約を結んでおる。雇う人間の住所氏名がない場合には、一体従業員としての契約は、どういうことになるのですか。やはり契約に違います。

この宅地造成を行なおうとすると五十人、百人というものが、ちゃんとすぐ集まつてくる。そこで、例の糸に旗をつけてずっと観鑑式のようにやって、一番近くの駅に車を置いて、乗つけて現場に持っていく。十分だと言われて行くと、なるほど車の十分で、相当な所まで引っ張つていふ。それは、そういう専門の業者です。で、手をつけの百円でもおかなければ——手つけは百円でもいいのです。百円もらつても、三分の一はむりし取られるのですから。手つけをおかなければ、道の悪い、橋

○説明員(吉田晃君) この従業員というのは、もちろん雇用関係に基づいて使用されている者を言うと思うのです。この二十六条の両罰規定は、刑罰規定には、どの法律にもついておりまます。私、この点について、正確なことは

○政府委員(齋藤常勝君) 九条。
○田中一君 九条ね。違反建築物に対する措置、十項だったかな。これには現場において違反行為があった場合に、施主、届出人または請負人、代理人以外に、現場にいる者、雇用関係は

確認する方法を、明らかに政令で示していただきたいのですよ。使用人、従業員だといふことを確認される方法を、政令で、かくかくの条件の者が、これは使用人だ、従業員だと示しなさい。

解釈するのですか。確かに、眼鏡をかけて、少といらしるしばらくんを着て、少い親方に雇われた。——山谷のドヤ街でとでもしましようか。行こうと言つて、前渡し貯金をもらい、八百円な

のです。しかし、そういう人たちのはつかまらない、罰せられない。ほんとうの日雇い的な賃金労働者が、現場で罰せられるということはありようがない。私は前の建築基準法の改正のときにも、その点をやかましく言ったのですが、同じことがまた出ている。善意の者が執行猶予になるのです。ことに、命令で強圧してやっている人、思考力が、どうしたってないので、あの人は千円くれるから、あの人の言うことを聞くといって、また千円もらって違反行為をする。それが、罰せられないということは、そんなばかなことはないですよ。そういうことがあり得るのですよ、現場というものは。なぜその場合に追及して、従業員なんというものに対して罰しようとするのですか。それよりも大元の行為を行なうことを行なった者を罰しないのか。従業員は罰せられるけれども、それを命じた者は罰せられない。法人の代表者を罰したい。法人を罰するのだとやつたほうが正しいのですよ。いたずらに罪人を作りたがはいけぬのです。そういう人がつかまらぬということは、おかしいじゃないですか。違反した者が引つからぬ。この前も言つた。これと同じ例文をここに持つてきている。これはあまり好ましいことじやない。修正しないさい。会期はあしたまであるのだから、修正しなさい。これはどうも承服できない。この法律は賛成しようとしている法律案です。しかし修正しないから、だったら賛成できない。同じことをやつてしているのです。

律を作ると言つて岩沢さんと話した。
もう少しすつきりと……戦争で前線の
兵隊ばかりが死ぬのじや困るのです
よ。善意な人ですよ、これは。再びあ
やまちを犯す、建築基準法とこれと。
おそらくこういう問題は裁判にかかる
ても、裁判する力は持ちませんよ。こ
の人は、この程度のものじゃ、法定弁
護士なんかつけてくれない。弁護士に
頼んでも、こんなものは無罪です。——
国家賠償法の適用を受けないかもしれ
ぬけれども、無罪になる。いたずらに
罪人を作っちゃいかぬよ。建設大臣は
弁護士ですよ。常に弱い者の味方なん
です。この前も言ったのです。

○國務大臣(中村梅吉君) これは、実
際田中さんの御指摘になりますよう
に、するい業者は、自分は警鷲して
おつて、そうして従事者の使用人に違
反行為をやらせる。そうして処罰の対
象から免れよう、こういう行為が、建
築基準法改正のころからあつたわけで
す。あの建築の場合におきましても、
違法建築をしたやつは、ほとんど本人
は、なるたけ警鷲して、わからぬよ
うにして、そうして違法建築をしてし
まう。しかし、この違反建築を取り締
らぬわけにはいかない。これを取り
締つしていくのには、努めて、もちろん
行政官庁は、その責任を持つて発見に
努力はしますけれども、努力をして
も、なおかつ発見ができない。そこで
やむを得ないから現場で仕事をしてい
る者に対し、この工事は違法である
から、してはならない。この場合で
も、違法であるから、してはならない
と一定の命令を下したにかかわらず、
なお頼まれたからやるという、貸金を
もうからやるということだけで、作

業をどんどん進めてしまった危険性がありますから、ちょうど住宅の違法建築の場合と同じように、そういう場合にやむを得ず、そういうた働きおる者を処罰の対象にする。

こういう処置を講じたわけで、そこまで階段を下りませんというと、行政官庁の指示を徹底させることが、現実において不可能な事態が各所に起つておる。これを防止して、やはり災害を防ぐために、公共の福祉のために守らせよう、こういう熱心からきておるのでありまして、もちろん処罰をする場合に、好んで代理者や、使用人を処罰するはずはないのでありますし、あくまで本体の、そういう違法行為をあげてしょとうとするやつを検挙するのが目的であります。が、どうしてもやむを得ない場合に、それもやるぞといふ、やはり何といいますか、にらみをきかせませんと、防ぎ切れないといふことで、そこまでにらみをきかせようといふ建前でございますから、若干これは今御指摘のように、人夫賃だけもらって、純然たる労務を提供している者を処罰しようといふ精神じゃありませんけれども、形としては、そこまで下りないと嚴守させることができます。いということからきておるわけでござりますから、まあ前回の建築基準法の改正の場合も、この場合も、これは公共の福祉保護のために、私は御了解をいただきたい事項である、こう思つておるわけでござります。

きょろは金がもらえないのだ。食えないのである。残飯が買えない。しようと、う一ぱい飲めないのだ。その場合に引っ張られちゃつたら、本人はどうなるのですか。生活権の問題ですよ。当然賃金不払いですよ、出てこないのだから。この前も、こんこんとそれを申し上げた。しかし建築の場合は、違法建築物件が残つておるけれども、宅地造成の場合は、そうでないですよ。財産的なものは残つてないのですよ。

○國務大臣(中村梅吉君) この場合は、結局、好んでそういうことはなすべきじゃありませんし、また、今御指摘のように、純然たる失業しておつては、めしが食えないから働くという程度の人を処罰の対象には考えておりませんが、問題は、附加した条件を履行させるために、行政官庁の係官が現場で尋ねて、そして何べんも同一人に対して勧告をし、あるいは指令を発してきたのにかわらず、その工事が進められるということになれば、その従事者にいたしましても、なるほど、これだけ役所が言うのだから悪いのだな、悪いということを知りつつやるということになれば、やはり犯罪の帮助になるから、本質的には共犯になると決まりますから、これも場合によつては罰するぞといふくらいのことがないと、なかなか指示が徹底しない。そういうたつ悪質業者が最近は起つたりますから、まあ悪質な業者の場合であつても守らせよう、あるいは工事の禁止を命ずる。まあおそらくそういう場合には、処罰するということよりも、前に工事の禁止を命ずるといふことが先決問題だと思うのですが、工事を禁止しても、工事は続けられて

しまう、危険な宅地が造成されてしまふ。こういうことになる場合に、いよいよせつば詰つて處罰をするぞという伝家の宝刀くらいはないし、守らせ切れないのじやないかといらのが、この立法の考え方でござりますから、この考え方は、これはもちろん、問題が具体的に起こりました場合にも、ひとり都道府県知事、五大市の市長のみならず、法務当局等にも守つていただきよういたしたいと思うのです。このこと自体が、もう一つは自然犯でありませんから、おそらく行政官庁が、これだけ一生懸命念を押したにかかわらず聞かないといらうような場合に、行政官庁が擴発しなければ、司法関係が発動するということは、自然犯と違つて、人を切つたとか物を盗んだという場合と違いますから、発動いたしませんから、結局は行政官庁が、それを告発するかしないかといふことにかかるくると思いますので、そういう点は、まあ無理のないように行政指導はいたしたいと思いますが、ただ伝家の宝刀だけは持つていないと、逃げられつ放しに逃げられて、違法を惡意でやるやつは、違法のしほうだいといふことになつては、せつかくの法律の精神が達成できませんので、何とかこの程度のことは明らかにしておきたいといふのが立法の精神なわけでございます。

○説明員(吉田昌君) どうも、私がお答えするのは適切でないと思うのですが、この二十六条という規定その自体は、行為者を罰するという行為者を使っている者を罰するという規定なんですから、これ自体はどういうことはないだろと思います。

ですから、問題になりますのは、三条の五項なんですねけれども、建設大臣のおっしゃるように、やむを得ないような場合もあるのじゃないかという気がするのですが、ただ、この場合に、停止命令を受けた者が違反した場合ということになるのではないか。ですから、受けない従業員まで、これが及ぶかどうかということになると、かなり疑問じやないかといふ気がいたします。

○藤田進君 質問の継続をいたしたいと思いますが、内々わが会派の理事から連絡では、委員長におかれ、適当な時期に休憩をせられまして、再開後質疑を続けるようになってございましたので、そうであれば、私はそれに従いまして、後ほど、会期末でありますから、最も重要なことと思われる点についてのみでも、本件の質疑をいたしたいと思いますが、お取り計らいいただきたい。

○委員長(後藤義隆君) 速記をとめて。「速記中止」

○委員長(後藤義隆君) 速記を起こして。それでは、本案に対する質疑は、一応この程度にいたしまして、暫時休憩いたします。なお、次は六時半から再開します。

午後六時五十三分開会

○委員長(後藤義隆君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。水資源開発促進法案、水資源開発公團法案、両案を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑の方は、順次御発言願います。○紅露みつ君 企画庁長官にお尋ねしたいと思います。水資源の二法案も、相当審議を重ねまして、いよいよ結論に近いと思ひます。本委員会におきましても、連合委員会においても、発言者のほとんどすべてといつていいほど、促進法のほどの第四条の知事の権限について指摘しておるのでございます。で、しかもなお私どもこの法案に不備があると思うのです。つまり、条文の上では立法の精神が首尾一貫していないように思うのでございます。

公團法二十三条では河川法の七条が抹殺されております。そして関係者の不安を招いたのでござりますが、同じ河川法の十八条がそのまま残るので、知事の水利権は依然として存在するのをいたしたいと思いますが、お取り計らいいただきたい。

○委員長(後藤義隆君) 速記をとめます。○藤田進君 質問の継続をいたしたいと思いますが、内々わが会派の理事から連絡では、委員長におかれ、適当な時期に休憩をせられまして、再開後質疑を続けるようになってございましたので、そうであれば、私はそれに従いまして、後ほど、会期末でありますから、最も重要なことと思われる点についてのみでも、本件の質疑をいたしたいと思いますが、お取り計らいいただきたい。

○委員長(後藤義隆君) 速記をとめます。○國務大臣(藤山愛一郎君) 知事の意見を聞くというのは、ただいまお話をありましたように、数府県にまたがる場合、そういう例になるかと思いますが、同時にやはり意見を取り入れて案を作るのです。大臣が御答弁になりましたので、流水係者の納得がいくと思われるのをいたします。

○委員長(後藤義隆君) 速記を起こして。それでは、本案に対する質疑は、一応この程度にいたしまして、暫時休憩いたします。なお、次は六時半から再開します。

然としないというのは、どうもこの法案に不備があると思うのです。つまり、関係県が数県にまたがる場合と、単独の県の場合と区別をしなければいけないのではないかとうなことは、問題にならなかつたのでございましょうか、これを一つ伺つておきたいと思います。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 知事が、そういうことは絶対にいけないのだと、そういうことであれば、当然、そういう状況のもとで、それを押して計画を作上げているのだ、こういうことをわかれています。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 知事が、そういうことが、どうも阻害されたり、圧迫されたりするのではないかということが、その審議の途上でも、ずっとそれが考えられることがあります。しかし、それについては、公益上どうしても反対のできない美名といえますが、大きな理由のもとに、中央の強い権力が働いて、関係地域の福祉と、いうことが、どうも阻害されたり、圧迫されたりするのではないかということが、その審議の途上でも、ずっとそれが考えられることがあります。

○紅露みつ君 しかし意見を聞くといふことは、いかにもこの法案の首尾一貫性がない、今のような精神ですね。

う書き方をしているわけございまし

地域の福祉を阻害するようなことはな

いのだとおっしゃるけれども、条文に

あります。この前、菅政務次官からの御答弁では、一つの水域についても、数県の関係を持つ場合、必ずしも全部の同意を得ることが困難な場合が予想されるので、同意とはいたしかねるといふ意味の御答弁があつたのでございます。ところが、一県の知事の同意で処理得る場合があるのでござりますが、この複雑な範囲に巻き込んでいくといふことは、どうもこの問題を安易に取り扱われている。そ

ういうふうに考へられるのでございまして、そういたしますと、大へんにこれは、巻き込まれたほうは迷惑なのでござります。

○紅露みつ君 長官のお話、一応わか

りましたように知事が河川法における

権能を持っていくわけありますか

から、それとも、この複雑な範囲に巻き

いたすことは、今おっしゃったように、

ただ聞くだけではないのだと言わ

れます。ところども、ここで、それによくよ

く詰めて伺いたいと思うのですが、あ

る意の御答弁がつたのでございま

す。ところが、もう御答弁になる必要のないよ

うにしていただきたいと思います。質

問を出さないようにしていただきたい

く詰めて伺いたいと思うのですが、あ

る意の御答弁がつたのでございま

す。ところが、もう御答弁になる必要のないよ

うにしていただきたいと思います。質

これについて、どんなふうに思つておるかということを聞くだけでも、やはり意見を聞いたことになると思うのではござりますね。

ですから、今おっしゃるよろしくいろいろな計画がある場合、そしてまたその地域の住民の福祉を考えて立てられた計画は、国土総合開発の中の一環であつても、知事の同意ということは、とてもよいなようでござりますから、同意とおっしゃついただけなのは、了解といいますか、納得といいますか、そういうものを得てと、いうことが、この意見を開くという中に入りますか。これは私、繰り返して伺わないのでござりますし、しっかりとここ、御答弁いただいておけば、一番ひつかかる四条といふものは解決すると思うのでございまして、思い切つて、ひとつはつきりとおっしゃつていただきたいと思います。そうじやないと、また何べんも伺わないとならぬいようなどになります。

○國務大臣（藤山要一郎君） むろん知事が、原案に対して了解しなければできないわけで、ただ、知事のイエスとか、ノーとかいう問題でなしに、この計画に対しでは、これなら了解できる。これじゃ了解できないから困る。しかしその場合には、こういう意見もある。こういう考え方でやつてもらつたらどうだらうというふうになつてくるわけだと思うのであります。

○紅露みつ君 それではやはりそこは、相談の上一致点を見出して、そして……

うの草案といふものが発表されておりましたですが、それについて、今後どういうような見通しで、総合開発計画を立てていかれるか。またその計画を、今度の水資源開発との関係についてお尋ねしたい。

○國務大臣（藤山要一郎君） 総合計画のほうは、七月に発表いたしました。そして非常な全国的な問題でござりますから、確定的な世論を今聞いておるわけです。その世論のまとまりた上で、三月ごろに大体確定的な計画にしていこう、こうしたことになるわけがございまして、したがいまして、この促進法ができまして、そういう計画を立てます場合においても、今申し上げたような国土総合開発のほうの意見が決定してくれば、当然それと摩擦のないようにして参らなければならぬといふことはむろんのこととござります。

○小平芳平君 総合開発計画のほうは三十六年度中ですか、その六年度中に成案を得るような作業としては、順調に進んでおる。そういうふうに理解してよろしいですか。

○國務大臣（藤山要一郎君） そのとおり理解していただいてけつこうでござります。

○小平芳平君 そこで総合開発計画ができるままで、どの程度、この水資源開発水系の指定、それから基本計画の決定といふものが、すでに、その総合開発計画ができるままで、どの程度の意味を持つものなのでしょうか。

○國務大臣（藤山要一郎君） 総合開発の中の特定地域における水資源の合理的利用という面は、この促進法が受け持つことになつております。

○小平芳平君 総合開発計画の中にも

水資源についての項目がたしかあつた。画の中の水資源の内容が相当はつきりして参りますと、それが先にきまるとする決定をしていくのに、この条文にありますように国土総合開発審議会の意見を聞いていくと、程度で十分にその調整がとれていくものかどうか。といいますのは、国土総合開発法によるところの個々からなる地域開発、地方々々の開発計画の促進法が次々とできまして、そうして非常にばらばらな計画になつて、それを総合開発計画で全国的に統一的な開発をしていこう、という基本線に沿つて総合開発計画ができようとするときに、また水資源のほうがこういろいろ別個の計画でやつていかれるものかどうか、その点について。

私はこの衆議院の修正案と原案とを区別して考えておりますが、原案の目的は非常に率直に何をうたっているかといふこと、それから修正案はどうぞどう変更したか、どう變つたかといふことを一応経済企画庁長官に伺つておきたいんです。

○国務大臣（藤山愛一郎君） 修正案と原案との条文的な違ひについては事務当局からまず御説明させます。

○政府委員（曾田忠君） お答えいたします。この水資源開発促進法案におきます原案と衆議院の修正との相違でござりますが、原案をいたしましては、産業の發展と都市人口の増加に伴いまして水の需要の著しい増大が見られる、ということを重点として考えて参つてゐるわけでございます。これにつきまして特にいろいろ御議論がありましたのは、たとえば同じ水系の水源地におきます開発がおろそかであつたのではないか、そういう御議論があつたわけでござります。私どもいたしましてはこの法案の主たるねらいは水の需要の著しい増大が見られる地域といふように考えておりますが、この法案の第三条にござりますように、広域的な用水対策を必要とするというような関係で、水源地域におきまする水の対策といいますのも当然基本計画の中に入つておると考えて御説明申し上げてきたわけでござりますけれども、法律の条文上そういう点が不備じやないかというような御議論がありありますので、「産業の發展又は發展」というふうに字句の修正がございまし

て、なおかつ「水の需要の著しい増大がみられる」という字句を、「都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域」というように字句を修正してございました。

それからもう一つの問題は、同じよう第一条でございますが、原案においては、「(目的)の中に『水源の保全かん養』という字句が入っていないわけでございますが、修正におきましては「水源の保全かん養と相まって」

といふ表現がしるされております。そういう字句が入って参つております。それから第四条の三項の「基本計画には、治山治水」、それから「電源開発について十分の考慮が払われていなければならぬ」という点につきましては、「電源開発」の次に「当該水資源開発水系に係る後進地域の開発について十分の考慮が払われていなければならぬ」、そういう修正に相なつております。

○田中一君 長官に伺いますが、この法律案の主目的は利水にあるか、利水といふ方法論にあるか、産業の開発といふ目的にあるか、あるいは水源の保全をめぐるという国土保全にあるか、あるいは後進地域の開発にあるのか。問題は今日の日本のわが国の各法律の策定、立法の趣旨といふものはおのずから総合的なものじゃないんですね。たとえば国土総合開発法といふ法律、これはもう經濟企画庁長官の主務でございますからよく御存じであります。で今申し上げておるのは促進法案の面からみてどこにどういう段階で目的を

追求しているか、という点で御答弁を願いたいと思うわけです。それは私は

原案のほうが正しいといふ見方をしていらっしゃるが、正しいといふ見方をしていうふうに字句を修正してございました。单一な目的を追求するところに

いるんです。單一な目的を追求するところに

いるんです。

そういうことが一番正しいんです。それが法律をこれにからましたところにいろいろな問題があると思うのです。で、長官は何を主目的としてこの法律案を考えたかという点を直に一つお答え願いたいと思います。

○國務大臣(藤山愛一郎君) この法律案は現在における水の需要を確保しながら、さらに増大してくる水の需要に対して合理的にこれを供給し得るといふことが目的であつて、したがつて合理的に供給するためには水源の確保なりあるいは治山治水なりもあわせてやらなければならぬのでありますから、目的はそういうところでござります。

○田中一君 経済企画庁長官、河川法がある、水を運搬する河川といふものが河川法においてどういう定義をもつて定められておるか、一つ御説明願いたいと思うのです。これは曾田君でいいや、無理だから。一体水を運搬する河川といふものに対しても、どういう目的とどういう条件によってこの河川法は明治二十九年四月八日にきましたか、そして今日この法律がどういう形で今經濟企画庁長官が言つておるに変貌して解釈され実施されているか、という点について御答弁願いたいと思います。そこで曾田君が前の河川局次長だったな、そりゃなかつたか、だらけ承知のはずだから御説明願いたいと思います。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 河川局長から御説明いたします。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 河川局長

○政府委員(山内一郎君) 河川法は、河川という自然の流れがございますが、これをまた有効に使ひために公害の除去、並びに勝手に水を使いましてばらばらに公益を害さないように、公益の増進といいますか、その二つの目的をもつてこの河川法ができたと思ひます。

○田中一君 そうすると河川法で規定されたおるところの水といふものは、

河川法ではその管理その他の問題を

河川法ではその役目を果たしている、これを河川と

いう、そこで水に対するところの考え方

○田中一君 河川法にござりますか。

○田中一君 河川を公益のためにはいろいろ制限を設ける、各私人が勝手にそれを使わないように、やはり河川の水の問題もこの中に入つておるところいうふうに思ひます。

○田中一君 河川といふのは水の運搬の役目を果たしている、これを河川と

いうふうに考えております。

○田中一君 むろん水はみんなのものでござります。したがつて公益の利用だけが二十九年当時の制定の趣旨であったと思うのです。しかし昭和三十六年の今日、水はそのままの河川に流れれる姿でのみ利用する方が効率、効果

ある。したがつて水資源開発促進法案と

いう法律は何が主目的であるかをもう一べん經濟企画庁長官に伺います。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 日本の産業が発展をいたしていく将来のため

を利用する権利といふものはどのくらいござりますか。水を利用する権利といふものは、この方法が幾つございま

すか。たとえば水によって生産する、

利用といふのは生産です、あるいは漁

水の問題いろいろあると思うのです。

河川法で規定している権利といわれるところの水の利用の権限といふものは、

どういう形で規定しておりますか。

○國務大臣(山内一郎君) 利用の制限は今の十八条の問題で、十八条の放地、流水の占用、これによつてやつております。

○田中一君 河川法では河水、流れる

河川法ではその目的とはなり得

ません。これと両方合わせまして公益の

ために水の利用を規制している、こう

いうふうに考えております。

○田中一君 むろん水はみんなのものでござります。したがつて公益の利用だけが二十九年当時の制定の趣旨であつたと思うのです。しかし昭和三十六年の今日、水はそのままの河川に流れれる姿でのみ利用する方が効率、効果があるのだろうと思うのですが、私も思ひます。この目的を果たすのに一定の長期計画を立てて、年次的に実施をしようということがあまざ目的でございまして、まあ詳しい田中さんがあらためて聞くには、何かもう一つ段階

があるのだろうと思うのですが、私は思ひます。

○田中一君 私はこの法律案は主とし

て利水を目的にしているところの法律

案だと思うのです。したがつて、利水

を目的とするところの法律といふも

のはほかにあるのです。そこでなぜこ

ういう形の促進法を作らなければなら

うから……。

○田中一君 曾田開発局長からお願ひしたいと思います。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 現職のは

河川法は、

が、これをまた有効に使ひために公害

の除去、並びに勝手に水を使いまして

ばらばらに公益を害さないように、公

益の増進といいますか、その二つの目

的をもつてこの河川法ができたと思ひます。

○田中一君 河川法は、

が、これまた有効に使ひために公害

の除去、並びに勝手に水を使いまして

ばらばらに公益を害さないように、公

益の増進といいますか、その二つの目

的をもつてこの河川法ができたと思ひます。

○田中一君 利用の制限は

は今の十八条の問題で、十八条の放

地、流水の占用、これによつてやつて

おりません。

○田中一君 河川法では河水、流れる

河川法ではその目的とはなり得

ません。これと両方合わせまして公益の

ために水の利用を規制している、こう

いうふうに考えております。

○田中一君 むろん水はみんなのものでござります。したがつて公益の利用だけが二十九年当時の制定の趣旨であつたと思うのです。しかし昭和三十六年の今日、水はそのままの河川に流れれる姿でのみ利用する方が効率、効果があるのだろうと思うのですが、私も思ひます。

○田中一君 私はこの法律案は主とし

て利水を目的にしているところの法律

案だと思うのです。したがつて、利水

を目的とするところの法律といふも

のはほかにあるのです。そこでなぜこ

ういう形の促進法を作らなければなら

うから……。

○田中一君 曾田開発局長からお願ひしたいと思います。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 現職のは

河川法は、

が、これをまた有効に使ひために公害

の除去、並びに勝手に水を使いまして

ばらばらに公益を害さないように、公

益の増進といいますか、その二つの目

的をもつてこの河川法ができたと思ひます。

○田中一君 河川法は、

が、これまた有効に使ひために公害

の除去、並びに勝手に水を使いまして

ばらばらに公益を害さないように、公

益の増進といいますか、その二つの目

的をもつてこの河川法ができたと思ひます。

○田中一君 利用の制限は

は今の十八条の問題で、十八条の放

地、流水の占用、これによつてやつて

おりません。

○田中一君 河川法では河水、流れる

河川法ではその目的とはなり得

ません。これと両方合わせまして公益の

ために水の利用を規制している、こう

いうふうに考えております。

○田中一君 むろん水はみんなのものでござります。したがつて公益の利用だけが二十九年当時の制定の趣旨であつたと思うのです。しかし昭和三十六年の今日、水はそのままの河川に流れれる姿でのみ利用する方が効率、効果があるのだろうと思うのですが、私も思ひます。

○田中一君 私はこの法律案は主とし

て利水を目的にしているところの法律

案だと思うのです。したがつて、利水

を目的とするところの法律といふも

のはほかにあるのです。そこでなぜこ

ういう形の促進法を作らなければなら

うから……。

○田中一君 曾田開発局長からお願ひしたいと思います。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 現職のは

河川法は、

が、これをまた有効に使ひために公害

の除去、並びに勝手に水を使いまして

ばらばらに公益を害さないように、公

益の増進といいますか、その二つの目

的をもつてこの河川法ができたと思ひます。

○田中一君 河川法は、

が、これまた有効に使ひために公害

の除去、並びに勝手に水を使いまして

ばらばらに公益を害さないように、公

益の増進といいますか、その二つの目

的をもつてこの河川法ができたと思ひます。

○田中一君 利用の制限は

は今の十八条の問題で、十八条の放

地、流水の占用、これによつてやつて

おりません。

○田中一君 河川法では河水、流れる

河川法ではその目的とはなり得

ません。これと両方合わせまして公益の

ために水の利用を規制している、こう

いうふうに考えております。

○田中一君 むろん水はみんなのものでござります。したがつて公益の利用だけが二十九年当時の制定の趣旨であつたと思うのです。しかし昭和三十六年の今日、水はそのままの河川に流れれる姿でのみ利用する方が効率、効果があるのだろうと思うのですが、私も思ひます。

○田中一君 私はこの法律案は主とし

て利水を目的にしているところの法律

案だと思うのです。したがつて、利水

を目的とするところの法律といふも

のはほかにあるのです。そこでなぜこ

ういう形の促進法を作らなければなら

うから……。

○田中一君 曾田開発局長からお願ひしたいと思います。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 現職のは

河川法は、

が、これをまた有効に使ひために公害

の除去、並びに勝手に水を使いまして

ばらばらに公益を害さないように、公

益の増進といいますか、その二つの目

的をもつてこの河川法ができたと思ひます。

○田中一君 河川法は、

が、これまた有効に使ひために公害

の除去、並びに勝手に水を使いまして

ばらばらに公益を害さないように、公

益の増進といいますか、その二つの目

的をもつてこの河川法ができたと思ひます。

○田中一君 利用の制限は

は今の十八条の問題で、十八条の放

地、流水の占用、これによつてやつて

おりません。

○田中一君 河川法では河水、流れる

河川法ではその目的とはなり得

ません。これと両方合わせまして公益の

ために水の利用を規制している、こう

いうふうに考えております。

○田中一君 むろん水はみんなのものでござります。したがつて公益の利用だけが二十九年当時の制定の趣旨であつたと思うのです。しかし昭和三十六年の今日、水はそのままの河川に流れれる姿でのみ利用する方が効率、効果があるのだろうと思うのですが、私も思ひます。

○田中一君 私はこの法律案は主とし

て利水を目的にしているところの法律

案だと思うのです。したがつて、利水

を目的とするところの法律といふも

のはほかにあるのです。そこでなぜこ

ういう形の促進法を作らなければなら

うから……。

○田中一君 曾田開発局長からお願ひしたいと思います。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 現職のは

河川法は、

が、これをまた有効に使ひために公害

の除去、並びに勝手に水を使いまして

ばらばらに公益を害さないように、公

益の増進といいますか、その二つの目

的をもつてこの河川法ができたと思ひます。

○田中一君 河川法は、

が、これまた有効に使ひために公害

の除去、並びに勝手に水を使いまして

ばらばらに公益を害さないように、公

益の増進といいますか、その二つの目

的をもつてこの河川法ができたと思ひます。

○田中一君 利用の制限は

は今の十八条の問題で、十八条の放

地、流水の占用、これによつてやつて

おりません。

○田中一君 河川法では河水、流れる

河川法ではその目的とはなり得

ません。これと両方合わせまして公益の

ために水の利用を規制している、こう

いうふうに考えております。

○田中一君 むろん水はみんなのものでござります。したがつて公益の利用だけが二十九年当時の制定の趣旨であつたと思うのです。しかし昭和三十六年の今日、水はそのままの河川に流れれる姿でのみ利用する方が効率、効果があるのだろうと思うのですが、私も思ひます。

○田中一君 私はこの法律案は主とし

て利水を目的にしているところの法律

案だと思うのです。したがつて、利水

を目的とするところの法律といふも

のはほかにあるのです。そこでなぜこ

ういう形の促進法を作らなければなら

うから……。

○田中一君 曾田開発局長からお願ひしたいと思います。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 現職のは

河川法は、

が、これをまた有効に使ひために公害

の除去、並びに勝手に水を使いまして

ばらばらに公益を害さないように、公

益の増進といいますか、その二つの目

的をもつてこの河川法ができたと思ひます。

○田中一君 河川法は、

が、これまた有効に使ひために公害

ないかということを伺いたいと同時に、私は政府が提案したこの原案を尊重するものなんです。政府が提案しているところの原案ならば筋が通つております。利水を中心としたものであるならば、利水だけでもうたつていただきたいのです。河川法その他の法律の欠陥は、利水に対するところの單行法ではないということです。規制がないといふところに欠陥があるのです。だから力不足で、あるいは金があるものが水をたくさん使う、水をたくさん使うならば水をたくさん使うという法律が必要なんです。したがつて、水資源開発促進法案というものは利用の面を強く打ち出しているもんだという考え方を持つているのです。

ところが、この修正案を経済企画庁長官ごらんになつて、原案と修正案と

がどういう変貌を来たしたかといふことをあなたお気づきにならないのですか。どういう変貌を来たしておりますか。経済企画庁が考えておつたところの最初の意図と、修正されたこの案文をごらんになつた場合に、性格が根本的に違つておるというところにお気づきにならないですか。これは社会党が参加して修正したものじゃございません。与党がどういう意図を持ってこの修正をしたか。

私が今ここで委員長にお願いしたいのは、修正案を作成した衆議院の提案者をお呼び願いたいのです。当然政府原案がわれわれの予備審査に參つております。修正された以上、この修正案を作つたところの提案者が衆議院の当委員会に来ることは当然のことであります。要求いたします。

○國務大臣(藤山愛一郎君) この修正

案第一条「産業の発展」というのを「産業の開発又は発展」——将来水を必要とする……。

○田中一君 ちょっとと議事進行。私は

原案を提案したところの経済企画庁長官に伺つておるのじゃございません。

これを修正議決されたところの提案者

をお伺いたい、こう思つてございま

す。提案者をお呼び願いたい。

○委員長(後藤義隆君) ちょっとと速記

〔速記中止〕

○委員長(後藤義隆君) それでは速記をつけて。

○田中一君 この衆議院の修正を持見

しておりますが、衆議院の修正の趣旨をその字句ごとに對比して説明願いたい。たとえば第一条のこの法律は「産

業の發展」に対し、「産業の開発又は

発展」「水の需要の著しい増大がみられ

る地域に対する用水の供給」を「用水

を必要とする地域に対する水の供給」

と改め、「特定の」というのを「水源の

保全とかん養と相まって」と修正されております。第四条の三項「治山治水及

び」からですが、「及び電源開発」を

「電源開発及び当該水資源開発水系に

係る後進地域の開発」と修正しております。

ますが、なぜこのような修正がされた

か、そしてこの一番大きな目的、並びに基本計画においてどうしてこういいう修正をしなければならなかつたか。そ

うに訂正した次第であります。

○田中一君 この法律は、地域開発の一番の大きな要點であるところの水資源といふものを中心にして考えられておるならば、今政府が、これを自らの開発促進法といふものが準備されたか、詳細に御説明を願いたいと存します。

○衆議院議員(木村守江君) ただいま

田中委員からの質問でございまするが、非常に詳細に説明するようになります。

○田中一君 ちょっとと議事進行。私は

原案を提案したところの経済企画庁長官に伺つておるのじゃございません。

これを修正議決されたところの提案者

をお伺いたい、こう思つてございません。提案者をお呼び願いたい。

○委員長(後藤義隆君) ちょっとと速記

〔速記中止〕

○衆議院議員(木村守江君) ただいま

田中さんが言われたとおりでございまして、ややともすれば産業の發展と申しますと、新しく開発することを含まないのじゃないかというような誤解

をされるおそれがありますのでかよ

うに訂正した次第であります。

○田中一君 この法律は、地域開発の

目的とするところはちつとも変わらぬまいのじゃないかというような誤解

をされるおそれがありますのでかよ

うに訂正した次第であります。

○衆議院議員(木村守江君) ただいま

田中委員の御質問の趣旨と同じよう

うようなお話でありました。ただいま

田中委員がお読みになつたように、

まだ田中委員がお読みになつたように、

それは字句の修正がしてあります。

それでみれば田中委員もこれは修正し

た字句のとおりであります。その内

容もおのずから明瞭じゃないかといふ

とありますけれども、実は後進地域とい

うと非常に言葉が過ぎますが、一つの

法は、國民が持つ生存する権利といふ

うところをお聞きになりたいのです

か、不破にしてわかりませんですから

よろしくお願ひいたします。

○田中一君 では一つ一つ言葉について

して重ねて質問しますが、「産業の發展」

という字句を「産業の開発又は発展」

とした修正は、もちろんあとに修正され

たものともいろいろ関連がございま

すが、この法律案では産業の開発

というものが認められておらないとい

う点が指摘されての修正ですか。

○衆議院議員(木村守江君) ただいま

田中さんが言われたとおりでございま

して、ややともすれば産業の發展と申

しますと、新しく開発することを含

まないのじゃないかというような誤解

をされるおそれがありますのでかよ

うに訂正した次第であります。

○田中一君 この法律は、地域開発の

目的とするところはちつとも変わらぬ

まいのじゃないかというような誤解

をされるおそれがありますのでかよ

うに訂正した次第であります。

○衆議院議員(木村守江君) ただいま

田中委員の御質問の趣旨と同じよう

うようなお話でありました。この水資

源開発促進法案のほうは、やはり国

全体として水の資源を開発する必要が

ある場合が多くあります。ただ今日開発も

あるいは発展もしておらないでも、や

はり後進地域と申しますか、そういう

地域も、工業の分散等による開発等に

よつて水を必要とする場合がある。そ

いう場合も含めてこの促進法を作つておくべきでないかと、まあ法律を国全体に適用するという意味のものもここに作つておく必要がある。原案でも、必ずしも政府の答弁によりますと、そういうところをないがしろにする、オミットするという趣旨でないと、御答弁がありますが、しかし法律はやはり国民全体に安心を与えると申しますが、不安全感を与えないというのが建前であるわけです。こういう趣旨で先ほどお話をありました、「発展」というのを「開発又は発展」に改め、したがつて著しい増大地域といふだけでなしに、用水を将来必要とする地域が出れば、やはりそれを開発するといふことが必要じゃないか。そうすると、これは余分になりますけれども、「特定」ということだけではいかぬじゃないかと、一連の考え方から衆議院においてはこういう話で試案を出しておられます。こういう趣旨でありますから御了解を願いたい。

○田中一君 ちよと今の瀬戸山提案

者に伺いますが、社会党はこの修正案

に対しては賛成して出したものでござ

いませんが、衆議院議員(瀬戸山三男君)

この案の内閣に提出するときの趣旨においてお話し合いの上でこれをこ

とも、内輪話と申しますが、私、国会

はよく話し合ひをやるべきだという趣

旨には同調して共同提案なさいましたか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) ただいま申し上げましたように、共同提案で

はございませんけれども、案文を作る

が、苦心の作であります。「水源の保

全かん養と相まって」という言葉に

は中京、こういうふうな既成の工業地

帯だけに水を収奪するねらいではない

か、こういうことが国会においても、あ

るには国会外においても議論のあった

ところであります。もちろんそういう

ことは当然であります。この法律案にはなっておりません。

○田中一君 「水の需要の著しい増大

がみられる地域に対する用水の供給」

という言葉と「用水の必要となる地域

に対する水の供給」という言葉のニュ

アンスといふものは、具体的には今低

開発地域あるいは後進地域といふ表現

で期待される地域といふことで、

おられますけれども、政府では、これは

新聞で見たのをごぞいますけれども、

低開発地域の開発促進法案を出そろ

りますけれども、政令では、これは

この低開発地域に対することを伺つ

ておりますが、もしもそれらの法案

が、今国会には出ない、そもそもお

すけれども、次に出る場合には、当然

この低開発地域に対するところの水の

供給、いわゆる水を取得する方法は明

示されるものと思いますけれども、こ

の法律案にこれをこういう修正をしな

ければならなかつた理由、それはどう

いう経緯でそなつたのですか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) 先ほど

も触れたつもりであります。先ほど

申し上げましたように、政府原案にお

いては御存じのとおりに産業の発展及

び都市人口の増加に伴い、こういう

定の一」という文字を修正して「水源の

保全かん養と相まって」という言葉に

なつておりますけれども、これは当然

のことなんです。これは前段では「増

加に伴い用水を必要とする地域」云々

といふ法律案だらうと思うのです。御

承知のよう日本は、定期的に南方で

発生する雨を持つてくる場合の多い台

風の襲来によって相当多くの量を与え

られると思ふのです。そこで水の貯

蔵、水の製造、水の蓄積によって有効な

資源といふものがそれら災害を含む台

風の襲来によってその改善を

しようとあります。もちろんそういう

ところに緊急に水が必要であるという

ことは当然であります。この法律案

あるいは公團法案によってその改善を

しようといふこともこれは当然のねら

いもありますが、それに限つては困る

ということです。ほかに水を必要とする

場合があるのに、そういうところを

問題にしないといふのは、今日の御承

知のよう地域開発の問題、あるいは

工業分散の計画もあるいはそういうこ

とを今後考へなければならぬといふ

ことがあります。ほかに水を必要とする

場合があるのに、そういうところを

問題にしないといふのは、今日の御承

知のよう地域開発の問題、あるいは

全かん養」ということは水を利用する場合に当然のことでありまして、法律に書こうが書くまいがこれはあたりまえのことであります。今仰せのとおりであります。そういうことはあとで企画庁長官からもお答えあると思いますが、衆議院においてはしばしば政府側からも、その点は十分にももちろん考え方であります。また措置をすべきものであるというお答えがありました。ところが先ほども他の面で触れましたように、なかなかこれは残念なことでありますけれども、政治に対する信用がないのでしょうか、あるいは今までの行政府のやり方について不信、不安感があるといふのでありますけれども、相当民社人々はこの点について非常に不安を持たれる議論があります。特にこう言っては何でありますけれども、相当民社の議員の各位から強くこの点について御苦心の御発言がありました。そこでさつき申し上げましたように、今、田中委員からお話をのように、水を利用するため、もちろんそれを保全しかん養するということは前提になるわけでありますから、法律に書く書かないは別問題であります。当然なことであります。しかもほかの治水計画あるいは治山計画等によって、こういう問題は別途の法律あるいは別途の行政措置によって今日までもやられるし、今後も当然にこれをやるべきことになつておるわけであります。ただしかしここに水資源開発促進法を立て、あるいはそれを実行する機関として公団というものをつくるという法律を出す場合に、やはり別の法律、別の行政機構によつてやるべき水の保全かん養という仕事を一体となつてやるべきである、といふ

当然な主張でありました。その点が必ずしも今度のこの二法案にはぴったりと申しますか、明らかになつておらない。その点が何と申しますか、不安だといふ御議論が強く言われたわけあります。今、田中委員の仰せのとおりに、これはまあここまでやらぬでもいいじゃないかといふような御趣旨であります。しかしそこまで御不安であればやはりさつき申し上げましたように、法律において国民の皆さんを安心させること、これが一つの建前である、こういう意味においてここに「水源の保全かん養と相まって」そして総合あるいは合理化をすると、こういうふうにこの字句を入れたと、こういう趣旨でありますからどうか一つ御了解を願いたいと思います。

ことにヨーロッパに行つた例も「どうぞ水を飲んでください」といふことですけれども、ヨーロッパ、シナ大陸の國土の水といふものは自分の庭先で掘つても一応の水は出る。これは相手にいい水が出る。これくらい水に対する恩恵といふものが日本の民族は気がつかないままに享受しておられます。この大事な水を扱う現在の法律案は、水を作り水を配給するといふことに対する法律案においても不十分であるといふことは、これは經濟企画庁長官どうお考ぎになりますが、こういう修正はほんとうにわが意を得たりといふように經濟企画庁長官はお考えになつておられるのかどうか伺つて、次の問題に對する質問をいたしたいと思ひます。

にはそういう点も加えていくといふ
ことがわれわれの考え方であつたわけ
あります。その両面について私ども
分に御説明申し上げましたけれども
しかし水の問題は御承知のとおり過
て、やはりはつきりそういうことで
あつたと思います。そういう意味に
いて、私どもこの促進法案の第一
の趣旨に違つているとは思ひません。
○田中一君 むろん趣旨には違ひない
と思います。それは同感で子ければ
も、一休政府の原案が与党でもつて定
正される場合も間々ござります。政
家としての藤山企画片長官と國務大
臣としてのあなたと違うニニアンス
もつて一つの事態に対処する場合
は、違う面が多くあるかもしませ
ん。そこで今問題はあとに譲りま
す。

画府、勇気を持って修正されたところ

案によりますとどこからやるかというの提案者のお考えを伺いたいと思う。

○政府委員(山内一郎君) この促進法

問題ですが、これは第三条の「水資源開発水系の指定」とますここから始まつてくるわけです。した

がつて水系を指定すればやはり特定といふ言葉を使つた方がいいんじゃないのか。单なるそういう意味の特定といふ意味で原案として入れたところふうに考えております。

○田中一君 そうすると河川局長の考え方はどの河川についてもこれが適用される基本法である、いわゆる河川法についておる特定という河川は何条で

しまつてくるわけです。したがつて水系を指定すればやはり特定といふ言葉を使つた方がいいんじゃないのか。单なるそういう意味の特定といふ意味で原案として入れたところふうに考えております。

○田中一君 河川局長ね、ここにある

開発水系の指定とますここから始まつてくるわけです。したがつて水系を指定すればやはり特定といふ言葉を使つた方がいいんじゃないのか。单なるそういう意味の特定といふ意味で原案として入れたところふうに考えております。

○田中一君 そうすると河川局長の考え方はどの河川についてもこれが適用される基本法である、いわゆる河川法についておる特定という河川は何条で

しまつてくるわけです。したがつて水系を指定すればやはり特定といふ言葉を使つた方がいいんじゃないのか。单なるそういう意味の特定といふ意味で原案として入れたところふうに考えております。

○委員長(後藤義隆君) 速記をとめて

○田中一君 そこで、今河川局長の説明は説明でござりますので、河川局長、どの範囲までこれを及ぼすのですか。

○國務大臣(藤山豊一郎君) 今河川局長の説明されたとおりだと思うのであります。これを将来どういう河川を指定していくかということは、さしあたりわれわれの考え方でます着手したほうが適当じゃないかと思っております。

○田中一君 そこでは、その方面を及ぼすのです。

○田中一君 そこで、今河川局長の説明は説明でござりますので、河川局長、どの範囲までこれを及ぼすのですか。

○國務大臣(藤山豊一郎君) 今河川局長の説明されたとおりだと思うのであります。これを将来どういう河川を指定していくかということは、さしあたりわれわれの考え方でます着手したほうが適当じゃないかと思っております。

○田中一君 そこで第一條の二行目ですけれども、河川局長に聞きますと、特定

は利根川水系あるいは宇治川水系。しかし現に九州地方については調査費等も出して、そしてこの間吉田さんの

質問がございましてその方面を急速にやらなければというようなお話をございましたが、調査費等を出してやつて

おるわけでございまして、そういうよ

うな、この法律に基づいて必要とする

地域を将来指定していくように考えておるわけあります。

○田中一君 河川局長ね、ここにある

開発水系の指定とますここから始まつてくるわけです。したがつて水系を指定すればやはり特定といふ言葉を使つた方がいいんじゃないのか。单なるそういう意味の特定といふ意味で原案として入れたところふうに考えております。

るんだと、こう言うわけです。この特定といふ言葉はもういろいろ判断の仕方があると思うのです。もしも「水資

源開発水系の指定された特定の」という言葉が入りますならば、私は水資源開発水系の指定した水系が特定水系であります。

○田中一君 河川局長ね、ここにある

開発水系の指定をどの川からやっていくかという、こういう問題が第一に考えられるわけでございますが、それはこの促進法案の第三条によりまして水系の指定をやつている。指定されたものはやはり特定といふ言葉を使つてもいいのじやないかといふような意味で、单なるそういう意味で、第一条の目的に「特定の」と入れた、こういうふうに考えております。

○田中一君 これは法制局の局長を呼んで下さい。

○委員長(後藤義隆君) ちょっとと速記をとめて。

午後八時二十三分速記中止

午後九時四十三分速記開始

○委員長(後藤義隆君) 速記をつけ

○田中一君 法制局長は今審議しております法律で御用意ですか。——そこ

で、あなたの持つてらっしゃるのは原案と衆議院修正といふものと両方お持

ちですか。——

○田中一君 法制局長は今審議してお

ります法律で御用意ですか。——そこ

で、あなたの持つてらっしゃるのは原

案と衆議院修正といふものと両方お持

ちですか。——

○田中一君 法制局長は今審議してお

ります法律で御用意ですか。——そこ

で、あなたの持つてらっしゃるのは原

いますし、一個の特定もあるうかと思いませんが、特定といふ言葉 자체ではその範囲がきめられぬと思います。

結局それじゃこの法律の第一条にかかるといふ言葉を使つてありますと、結局その法案全体をながめますと、その特定の基準になる行為は何かといふことをきめでいくよりしようがないと思ふでございます。特定の仕方として

その特定の範囲は何によつてきめるのかということを考えて参りますと、結

局その法案全体をながめますと、その特定の基準になる行為は何かといふことをきめでいくよりしようがないと思ふでございます。特定の仕方として

は、たとえば契約の当事者の合意で特定することもございましょうし、あ

るうかと存じますけれども、ただいま申し上げますと、他にもたくさんある

とできめでいくよりしようがないと思ふでございます。特定の仕方として

は、たとえば契約の当事者の合意で特定することもございましょうし、あ

れるものだと、こういよいよに解釈せざるを得ないと考えます。

○田中一君 今日の、ことにこういう

特定といふきめ方をするような法律の仕方はありますか。たとえば建設六法の中でどれとどれがそれに該当するので

ございます。

○法制局長(斎藤朔郎君) 特定といふ言葉を使っております建設関係の条文で申し上げますと、他にもたくさんある

とできめでいくよりしようがないと思ふでございます。特定の仕方として

は、たとえば契約の当事者の合意で特定することもございましょうし、あ

るうかと存じますけれども、ただいま申し上げますと、他にもたくさんある

は西三再四繰り返しておつたわけなん

ですよ。なるほど今法制局長の説明に

より明らかになりました。しかし先入

主としてわれわれの考えております二

つの河川だということを言っておるの

と、ここで特定といふことが第三条に

よるところの指定水系だといふことに

なりますと、これはもうわれわれが法

律を審議する一切の感覺的な範囲が拡

大されるわけなんですよ。まあ言葉の

意義並びに法律用語としての慣習とい

うものはむろん今わかりましたけれど

も、あらゆる水系といふものが、これ

と不可分な水資源公園によって施設、

配分等が左右されるということになり

ますと、別の視点から水資源促進法と

いふものをやらないやならぬ、先ほど

も衆議院の修正された発議者がらこ

へ来て聞きました。これはむろんわれ

われの考へていることと提案者、政府

の考へていることとの違いはどういま

すけれどもこれは何にも言いません。

○委員長(後藤義隆君) 速記をとめ

て。

○〔速記中止〕
○委員長(後藤義隆君) 速記を起こし
て。
暫時休憩いたします。

午後九時五十八分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

十月二十四日本委員会に左の案件を付
託された。
一、宅地造成等規制法案(予備審査
のための付託は十月十日)

十月二十六日本委員会に左の案件を付
託された。

一、除雪作業費の国庫補助実施に因
する請願(第五六一号)

一、建設行政における部落解放政策

樹立に関する請願(第七〇三号)

一、東京都江戸川地区の恒久護岸施
設建設促進に関する請願(第九三
七号)(第一〇〇六号)

一、二級国道八戸仙台線の一級国道
指定等に関する請願(第九四六号)

一、二級国道八戸仙台線の國庫補助実施に関する請
願

ているのかかわらず、除雪作業費に
対して補助費を計上しないのは、不当
に地方民の福利を阻むばかりでなく、

法律の精神に違反する措置であるか

ら、本年度予算において除雪作業費に
対し二分の一の国庫補助費を追加計上
せられたいとの請願。

紹介議員 黒川 武雄君

請願者 東京都江戸川区長 中
川喜久雄外一名

請願者 宮城県議会議長 屋代
文太郎外五名

紹介議員 後藤 義隆君

請願者 東京都江戸川区は、他区に比し広い緑
地地域を有し、今後更に発展途上に
あるが、その地盤高は最高A・P(十)

建設行政における部落解放政策樹立に
関する請願(三通)

請願者 東京都千代田区神田神
保町三ノ一七部落解放同盟中央本部内 松本
俊英外五十九名

紹介議員 藤田 進君

請願者 東京都千代田区三年町
一尚友会館内 全国道路利用者会議内 南条徳
男外一名

紹介議員 紅葉外五十九名

請願者 東京都千代田区神田神
保町三ノ一七部落解放同盟中央本部内 松本
俊英外五十九名

紹介議員 藤田 進君

請願者 東京都千代田区三年町
一尚友会館内 全国道路利用者会議内 南条徳
男外一名

紹介議員 紅葉外五十九名

請願者 東京都千代田区三年町
一尚友会館内 全国道路利用者会議内 南条徳
男外一名

この請願の趣旨は、第九三七号と同じ
である。

第三回受理 第九三七号 昭和三十六年十月二十
日

東京都江戸川地区の恒久護岸施設建設促進に関する請願

二級国道八戸仙台線の國庫補助実施に関する請願

十月二十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、国土開発総合自動車道建設法の一部を改正する法律案（衆）（予備審査のための付託は十月二十五日）

十月二十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆）（予備審査のための付託は同日）

繰り越したものについては、なお従前の例による。

本案施行に要する経費としては、約六億五千万円の見込みである。

本案施行に要する経費としては、約六億五千万円の見込みである。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一
部を改正する法律案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の一
部を改正する法律案

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「凍雪害の防止」の下に「（流雪溝の整備を含む。以下同じ。）」を加える。

第六条中「予算の範囲内において」を削り、「三分の二以内」を「三分の二」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第六条の規定は、昭和三十七年度分の予算に係る国の補助金から適用し、昭和三十六年度分の予算に係る国の補助金で翌年度に